

平成26年度 第2回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第35号

平成26年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年6月10日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成26年6月20日
2. 場 所 まんのう町役場議場

平成26年度第2回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

平成26年6月24日（火曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 竹林 昌 秀	2番 川 西 米希子
3番 田 岡 秀 俊	4番 合 田 正 夫
5番 三 好 郁 雄	6番 白 川 正 樹
7番 本屋敷 崇	8番 白 川 年 男
9番 白 川 皆 男	10番 大 西 樹
11番 藤 田 昌 大	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 関 洋 三

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

7番 本屋敷 崇 8番 白 川 年 男

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 青 野 進 議会事務局課長補佐 常 包 英 希

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 斉 藤 賢 一 総 務 課 長 齋 部 正 典

企画政策課長	高嶋 一博	税務課長	田岡 一道
住民生活課長	森末 史博	福祉保険課長	川田 正広
会計管理者	仁木 正樹	健康増進課長	奈良 泰子
建設土地改良課長	池田 勝正	産業経済課長	久留嶋 一之
琴南支所長	雨霧 弘	仲南支所長	和泉 博美
学校教育課長	尾崎 裕昭	社会教育課長	脇 隆博
水道課長	天米 賢吾	地籍調査課課長補佐	岸本 広宣

○関洋三議長 おはようございます。

藤田議員よりおくれるとの連絡がありましたので、御報告いたします。

執行部は地籍調査課長、高橋守君欠席のため、課長補佐、岸本広宣君が出席しておりますので、御報告します。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

最初に、本屋敷崇PFI事件対策特別委員長より報告をお願いします。

○本屋敷崇PFI事件対策特別委員長 自席にて失礼します。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、PFI事件対策特別委員会より御報告させていただきます。

現在、委員会では満濃中学校、図書館、体育館複合施設について書類の調査を行っておりますが、その調査が6月末をもって終わります。それに伴いまして、この日曜日、29日に特別委員会並びに住民報告会を行いますので、御報告させていただきます。

特別委員会は10時より4階会議室において行います。住民報告会は午後1時半より3階の大会議室にて行います。

報告は高知工科大学の中田教授より行っていただきますので、どうか皆さん、御出席いただきますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

○関洋三議長 以上で、PFI事件対策特別委員長よりの報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○関洋三議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において7番、本屋敷崇君、8番、白川年男君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○関洋三議長 日程第2、一般質問を行います。

昨日に続いて行います。本日は6名の議員です。三好郁雄議員、そして三好勝利議員、そして松下一美議員、そして白川年男議員、本屋敷崇議員、白川正樹議員の順番で行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

5番、三好郁雄君、1番目の質問を許可いたします。

○三好郁雄議員 おはようございます。議席5番、三好郁雄です。議長、質問の承認をいただきありがとうございます。

早速、移る前に、デマンドというのと、お年寄りの方がおるんで、あいあいタクシーという名前のちょっと行き違いがあろうかと思うんで、最初は当初、平成21年に始まったときはデマンドタクシーという愛称でいったんですが、途中で応募を募ってあいあいという名前に変更したんで、私は今回、質問の内容はあいあいと言わず、デマンドタクシーという名前でいきますんで、そここのところひとつよろしくお願いいたします。

デマンドタクシーの運行の見直しということで、町民の足であるデマンドタクシーの利用客も、平成21年11月に試験的な運行に始まったわけですが、利用する、今、登録者数というか、いつでも乗れるわけでないんで、一旦登録をせないかんで、今現在、大体、これはまんのう町内全体ですが1,200弱おられるわけです。

当初、平成21年のときは800ぐらいだったんですが、今は400ちょっとふえとるわけで、依然として町民の皆さんはこのデマンドタクシーに大変関心を持っているわけですが、そんなわけで本格的な開始を始めたのは平成24年4月より開始したんですが、現在はまんのう町商工会が、私、後でまた再質問するわけですが、最初、平成21年当初は企画課が始まったわけですが、途中で商工会へ移管しとるんですが、現在はまんのう町商工会がオペレーターを置いて電話応対をしているわけですが、デマンドのこの運行の時間は、朝8時便が一番最初スタートで、それから1日7往復、町内に限り運行しとるわけですが、それで今回、見直してほしいというのは、地域外にまんのう町にない病院というのがあるわけですし、その病院に行くことが、お年寄りでどうしても歩いて歩行が困難だという病院があるんで、その病院というのは、原則としてこのデマンドタクシーというのは町外は乗り入れは今現在は禁止ということで、町内だけに限りということになつとるんで、その病院というのは、例えば眼科だけのことを言うんであれですけど、眼科へ行きたいと、そういう場合に、まんのう町内にはほかの外科とか泌尿器科とかいうんはあるんやけど、眼科いうのはちょっと琴平だけしかないもんで、名前を出したらいかなもんかと思うんですが、五条眼科という眼科が琴平町とまんのう町の境にあるわけです。どうしても近くの病院へ行きたいいうんで、五条眼科へ行けんかという指摘を、私も冒頭、ちょっと申し上げてないんですが、今現在はまんのうタクシーに在籍をしとるもんで、当然、デマンドタクシーも私も乗つとるわけですが、どうしても五条眼科へ行きたいいうんで、行けんかというんで、五条眼科はちょっと無理やというんで、隣にある西村ジョイでおりていただくわけですが、晴天の場合は余り気にもならんのですが、雨風とかいう

ときに、つえついで、傘差してというのは、そうでのうても歩行困難な年寄りが多いので、大変心苦しいところがあるわけです。そして何とか五条眼科について、今回限り、一時停止でもええから認めていただけないかということで、私、第1件目の質問をいたしました。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好郁雄議員の質問にお答えいたします。

三好郁雄議員の御質問は、デマンドタクシー運行エリアの見直しについてでございます。

議員御承知のように、本町のデマンドタクシーは電話予約により自宅から町内の病院、公共施設等の目的地まで御利用いただけるサービスで、あいあいタクシーの愛称で親しまれております。

平成21年11月から実証運行を始め、運行時刻やエリア間の乗り込み場所等の改善を図り、平成24年度からは月曜日から金曜日まで、満濃地区・仲南地区は1日7便、琴南地区は1日4便の本格運行を実施いたしております。

平成26年6月1日現在のデマンドタクシー登録者数は、男性341人、女性855人の計1,196人となっております。

また、年度別の延べ利用人数は、平成21年度は3,010人、平成22年度は1万1,414人、平成23年度は1万371人、平成24年度は1万79人、平成25年度は1万981人となっており、毎年1万人を超える方々に利用いただいております。

今回、三好郁雄議員の御提案の、町境で隣町に位置する医院への乗り入れについてであります。デマンドタクシーは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき設置されたまんのう町地域公共交通協議会により定めるまんのう町地域公共交通総合連携計画により運行をされておりますが、この計画の中で、デマンドタクシーの運行エリアはまんのう町と限定していることから、現在の計画では町外へ乗入れることはできません。

しかし、デマンドタクシー利用者から、琴平町など町外の医療機関やJR駅などへの運行エリアの拡大要望があり、今後の課題であると捉えておりますが、琴参バスの路線やタクシー会社等との競合の関係や、本来、路線バスとの役割分担と連携のため共通バス事業もあり、運行範囲の拡大については他の交通機関との連携・調整が不可欠であり、デマンドタクシー導入経緯から、なお問題が多いと考えております。

ただ、議員御指摘の医療機関につきましては本町に隣接しており、心情的にも現実的にも利用者の利便を考えれば、乗り入れを前向きに検討していきたいと考えております。

そのために、他の交通機関、タクシー業者との協議・調整を図るとともに、調整が整えば、まんのう町地域公共交通協議会を開き、国、県、バス会社、タクシー会社、町連合自治会、商工会等々の委員と協議を行い、計画の変更を検討したいと考えています。よろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、三好郁雄君。

○三好郁雄議員 大変建設的な意見でありありがとうございました。

今の町長の意見をお聞きしまして、前向きの検討で進めていくということでございます

が、この運行管理をしている企画課長にお尋ねいたしますが、運行管理しているのはまんのう町商工会であるのですが、当初は企画課が行っておったわけですが、商工会に変わった理由というか、移管した理由をちょっとお聞きしたいのと、仲南と満濃号と琴南号、3台で、今、運行しとるわけですが、これはGPSをつけて商工会が管理しとるわけです。このGPSも、私は商工会はどこへ車が走ったりよるかという把握はわかるんですが、とまったところの理由をすぐ電話がかかってきて、どこで何しよんなどか、そういうふうな言葉は私は要らんとする。それは商工会からかかってくるんですが、それは例えば運転しよって途中でトイレへ行く場合もあろうかと思うんですが、そういうふうなのにGPSを利用されるというのはいかがなもんかと私は一つ質問があるんですが、企画課として、どちらが最終的な、企画課が持つんか、事故とか事件とかいろいろなことがあれば、商工会が最終責任を持つんか、そののところが明確にしていきたい。

それと企画課長にもお尋ねしますが、大変道の狭い山の中でもあるんで、道路事情が大変悪いんです。その場合に、私も現役で行つとる場合に、ちょっとこういうところが悪いいうんで、商工会が立ち合って見よるんですが、その最終責任の詰めというのをきちっとしとってもらわなしたら、これは大変困ることがあると思うんです。それだけです。以上です。

○関洋三議長 答弁を企画政策課長、高嶋一博君。

○高嶋企画政策課長 三好郁雄議員さんの再質問に対して御回答させていただきます。

当初のデマンドタクシーの運行につきましては、企画課から商工会へ委託ということでございますが、実質の運行になりますと、やはりオペレーター等の配置とかいうこともありまして、商工会のほうに運行の委託をしたという経緯であろうと考えております。

また、先ほども言いましたように、今現在、3台で運行されております。GPS等で商工会のほうで位置を把握した上で運行しておることは御承知のとおりでございますが、その中で、実質運行と別の部分についての対応等については、商工会等とお話をさせていただいて、運転される方等の状況も御理解をいただくように対応していきたいなというふうに考えております。

それと、デマンドタクシーの運行につきましては、商工会にまんのう町から業務委託をさせていただいている関係上、最終的な責任につきましてはまんのう町が負うというふうに考えております。

また、最終的にルート等、全てについて確認等につきましては、最終責任はまんのう町が負って実施をしていきたいなというふうに考えておりますので、その点も御理解をいただいたらと思います。

○関洋三議長 再質問、三好郁雄君。

○三好郁雄議員 今の建設的な意見で企画課長にも大変わかりやすい点があったんですが、もう1点ちょっとわからんところがあるんで、道の狭いところとか通りにくいところを企画課が一度確認を願いたいところがたくさんあるんです。それもやっぱりきちっと

しとかなんだら、ただ商工会へ任すというんではいかなもんかなと思うんで、そここのころをちょっとお聞きしたい。

○関洋三議長 答弁、企画課長。

○高嶋企画政策課長 三好郁雄議員さんの再々質問に対して御返答させていただきます。

御承知のように、今、運行上、GPSの対応をさせていただいておりますが、現実問題としては、いわゆる住宅地図等の地図情報を利用して行っております。したがって、実際問題として通りにくい、デマンドタクシーの大きさ等を考えれば運行ができないというようなルートも当然発生しておるように思いますが、そういう部分については、いろいろな運転手の方々の情報を集積して対応を行っているとは考えますが、実際問題として通れないとかいう部分のルートについては、タクシー業者さんともお話をさせていただいた上で、確認が必要な部分については確認をし、実際ルートとしてバックをしたり引き返したりとかいうような状態があるのであれば改善をしていきたいなど。実際問題として通れないルートを通ることで、時間のロスとかいうことが発生することもあると思います。そういう部分については早急に対応したいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○関洋三議長 再質問、三好郁雄議員。

○三好郁雄議員 今の意見ですが、私、補則をするのをちょっと忘れたんやけど、場所的なのいったんですが、実際、現在の場所を、満濃号で行っきよるところは大変沈下橋とって、お不動さん、438の松崎さんとかいうんがあるんです。その沈下橋を渡るか、御用橋、琴南の役場のほうを回って橋越えていかないかん状態です。その場合、沈下橋はもういっぱいいっぱいなんです。今のさくら団地いうところから下がっていても、もう車はいっぱいです。そういう状況をやっぱり町も知っかないかんと思う。だからもう大変あの場所だけは、私、タクシーに乗り出して約20年ぐらいになるんやけど、ああいう場所はあるまいんです。そここのところを一応やっぱり町もきちっと見とってもらわなんだら、運転手の判断というのは、これはあくまで個人的な判断やけん、多少いろいろな運転手によって相違があるろうかと思うんで、町としてもこここのところを一番にまず私は声を大きいにしたいわけでございます。以上です。

○関洋三議長 答弁、企画課長。

○高嶋企画政策課長 三好郁雄議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

お話で出てきたところは、長炭地区の草井坂の沈下橋だろうというふうに考えます。あの沈下橋自体は、通常普通車がいっぱいというような多分想定でかけられている橋であろうというふうに思います。私も何度か通ったことはございますが、普通車で通るのがやっとなというようなところでございまして、タクシーを運転されている方については、運転技術が卓越しておるので可能なだろうというふうには想定されますが、実際問題として、事故の可能性があるような部分での乗り入れについては、やはり町としてはなるべく避け

たいなど。事故が予想されるようなところへの乗り入れについては、そういうふうな対応をとりたいなど。私どもも全てについて把握しておるわけではございませんが、そういう点につきまして、今、勉強不足という部分もございますので、その点については善処していきたいなどというふうに考えておりますので御理解ください。

○関洋三議長 以上で、三好郁雄君の1番目の質問を終わります。

続いて、三好郁雄君の2番目の質問を許可いたします。

三好郁雄君。

○三好郁雄議員 2番目の質問でございますが、人口減少対策ということで、我が町まんのう町は高齢化が大変進んでいて、各家庭でも家は立派なんですけど、老夫婦もう2人だけしかおらのやがというところが大変目立っております。

若者が結婚したら、昔、私ら子供のときは長男は家を継ぐんだと、父親からよく聞かされた言葉でございますが、最近の若いもんは、もう結婚したらすぐ家を出るといって、こういう傾向が大いに見られるわけで、私も実際に同感でございます、頭の痛いところがございます。

そこで、新婚というか、嫁さんもらいたての新婚家庭につき、1年間ぐらいの支援というか手当を実施したらどうかと。そうしよるうちに、1年ぐらいしよったら子供ができたら町外へ出ていくのがちょっと歯どめになるかなということ、私はちょっと支援するという格好を、具体的な金額はまだ私も考えておりませんが、例えば家賃の半分とか、1万5,000円程度ぐらいの手当はどうだろうかという質問でございますが、この点につきまして町長の意見をちょっとお聞きいたしたい。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好郁雄議員の御質問は人口減少対策についてであります。

まんのう町に限らず全ての自治体にとって、将来の人口減少は大きな課題でございます。さきに日本創生会議が2040年の若年女性数の試算を発表し、香川県下でも半数を超える9市町が、将来的に消滅の可能性ありとされました。まんのう町は、9市町に入っていないものの48.4%で、県下で17市町中10番目となっております。

また、統計的に見ますと、まんのう町は、香川県が示す平成24年度の香川県人口移動報告によりますと、人口増加率ではマイナス3.5%で17市町中5番目、自然増加率ではマイナス6.5%で17市町中9番目、社会増加率では3.0%で17市町中1番となっております。

また、参考までに、平成24年度の厚生労働省人口動態調査の出生率は7.5人で、17市町中5番目となっております。

したがって、まんのう町の人口動態は一部では増加傾向もあるものの、全体的な減少傾向は顕著であるといわなければなりません。

また、さきに行われた県市町長会議では、人口減少対策などをテーマに意見交換会があり、個別の自治体での対応には限界があり、県を挙げての人口減少対策を強く要望したと

ころでございます。

人口減少対策は全国的な潮流といえますが、本町においても少子高齢化が進展することが予測され、これに伴う人口減少、税収の減少は住民サービスの後退に直結するものでございます。特に働く世代の定住化が必要となることは議員御指摘のとおりでございます。

本町でも、そのために、誰もが住みたい、住み続けたいまちづくりをスローガンにまちづくりに取り組んでいるといっても過言ではありません。それは子育て支援であったり、学校教育の充実であったり、まんのう町がお子様を生き育てるのに最適な環境を提供する施策であり、産業振興、雇用創生、協働のまちづくりも住民の定住化に結びつく施策でございます。長期的な視点に立った施策であり、すぐに効果が見込めるものではありませんが、結果的に人口減少の抑止効果は大きなものだと考えております。

また、新規転入者の新たな呼び込みを図るため、移住者対策としての独自の住宅減税、空き家対策と絡めた土地建物あっせんなどの新たな施策についても検討したいと考えております。

御提案の新婚家庭への期間を定めての手当支給ですが、効果を上げるための金額設定、一過性ではなく将来にわたって効果が望めるものか、どの程度の財政負担になるものか、新たな手当の創設が対象者以外の住民に受け入れられるかなど、総合的に検討をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○三好郁雄議員 今のでもう結構です。

○関洋三議長 それでは、三好郁雄議員の2番目の質問を終わりにして、続いて三好郁雄議員の3番目の質問を許可いたします。

(大西樹議員・三好勝利議員退席 午前10時01分)

○三好郁雄議員 3点目は、福祉タクシーチケットの配布の見直しということで、私、御提案申したいんですが、これはいわゆるデマンドタクシーにちょっと比例する部分が多分多くあるんですが、デマンドタクシーの場合は運行時間を設定して限られた時間に運行している。この私のいまから申し上げる福祉タクシーチケットというのは、ちょっと皆さんもわかりにくい点もあるかもわからないんですが、利用する方はよくわかるとるんですが、デマンドに定員がいっぱいで乗れなくてタクシーを利用するというのには便利なわけでございます。現在は1,200弱の登録者数がデマンドを利用しようとしておるわけございまして、その中で1日、大体デマンドタクシーの場合は、私もせいぜい運転してようわかるんですが、一応限界が1日7往復の中で大体30名ぐらいで、走行キロにしたら大体200キロぐらい走るんです。だからデマンドがいかに人数がふえた場合に乗れなくなってくるかというのがこれからの課題だろうと思うんです。

(三好勝利議員着席 午前10時03分)

そういう点で、福祉タクシーチケットの配布の見直しという形で私は取り上げましたが、この福祉タクシーチケットの場合は、病院へ行っておってもすいた時間に帰れるという利点があるのと、デマンドタクシーの場合は、例えばマルナカへ買い物に行っても、2つ

も3つもの大きい袋を持っては乗りおりできんわけなんです。そういう規則がデマンドの場合にはうたっておるんで、そういう場合には、皆さん、タクシーのほうがええというんで、このチケットの配布を何とか町としても見直す時期が来とるんじゃないかというんで、今現在、75歳以上が月2枚の配布になつとるわけで、障害者に限り、75歳以上は倍の4枚という形でございます。それを一度、デマンドに乗れんでタクシーで行かないかんがという、現実、デマンドで乗れないという方がたくさんおるんです。例えば江畑があつて種子があると、満濃号の場合です。私は満濃号だけのことしか今は申し上げられんですが、江畑があつて種子があつてということになったら、それで約1時間とられてしまうわけで、そして高篠、公文が出たら、もうデマンドは下がっていけんわけで、そういう場合には、どうしてもタクシーチケットを利用せざるを得ん状態になると思うんです。これからどんどんデマンドの利用者がふえると、タクシーチケットの利用のほうがしやすいというお年寄りがだんだんふえてくると思うんです。 (大西樹議員着席 午前10時05分)

そういう観点から見まして、今の月2枚では1日タクシーを使つたら、朝、乗って、昼から帰ってきたら、その1カ月はチケットはもう使えんというような状態で、それはタクシーで帰るんやから自由やがという意見もあるかもわからんけど、実際考えてみたら、デマンドに乗りたけれど乗れないという方が多いので、そのところを十分に考えてあげて、なるだけ私の考えとしては、今の障害者の4枚というのもやめて、一律という格好で6枚ほど出せばどうかと、私はそういうふうな考えでおるんですが、ひとつ建設的な意見をお願いします。

○関洋三議長 答弁、町長。

○栗田町長 三好郁雄議員さんの御質問にお答えいたします。

三好郁雄議員の質問は、福祉タクシーチケットの配布枚数の見直しについてでございます。

福祉タクシー助成券は町内に住む75歳以上の方、またはまんのう町福祉タクシー助成事業実施要綱で定める心身に重度の障害がある方に対しまして、医療機関への通院に要するタクシー料金の一部を助成することにより、交通弱者に対する日常生活の便宜を図り、社会福祉の増進に資するよう交付しているものでございます。

要綱の施行当初の助成内容は、毎月500円の福祉タクシー助成券を単に2枚交付するものでしたが、平成25年度からは、75歳以上と障害の両方の要件を満たす場合、4枚交付することといたしております。

交付人数と助成金額の実績としましては、平成20年度は604人、201万2,000円、平成21年度は585人、283万1,000円、平成22年度は636人、285万7,000円、平成23年度は586人、289万2,000円、平成24年度は624人、284万5,000円、平成25年度は640人、304万2,000円となっております。

三好郁雄議員さん御指摘のように、福祉タクシー助成券は医療機関に通院が目的でタク

シーを利用した場合利用できることから、他の公共交通機関を利用するより便利であります。

しかしながら、一番目の質問のときにも申しましたとおり、総合的な交通弱者対策としての地域公共交通総合連携計画を策定し、デマンドタクシー、地方生活バス路線維持、高校生への通学補助等の事業に取り組んでおります。地域交通の総合的な連携により、福祉タクシー助成券の交付枚数をふやすのではなく、これらの地域公共交通を積極的に利用していただくよう周知を図りたいと存じます。

また、福祉タクシー券助成のような扶助費的な助成制度については、根本的な解決策に結びつかないとの意見もあり、町財政の健全化の観点からも望ましいものではないと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

○関洋三議長 再質問、三好郁雄議員。

○三好郁雄議員 町長の答弁ですが、チケットはそれほど実際町の財政に大変関係する問題でございますが、確かにそのところはわかるんですが、町民としてはデマンドタクシーには乗れない、そしたらチケットをふやしてくれというんで、そしたら何とかできるわという、多少町民のその要望が確かに多いんです。そのところ、私もこういうふうなタクシーでずっと仕事をしとったもので、デマンドが始まる前には私は琴南で議会におるときには、最初の提案はデマンドができる前にタクシー補助券いうのを私は質問したことがあるんです。このタクシー補助券というのが、私は一番あれやったと思うんで、デマンドをつくったものでこれは仕方がないといえれば仕方がないんで、もしなければ、今のいわゆる一本化でいくんならタクシー補助券というのが一番よいんだと思うんですが、それと福祉チケットは、毎月、月を越えたら無効になるんです。それを月が越えても使えるような、それでないと毎月毎月、例えばその月に使えなんだ場合に、翌月に月をまたいだときには、そのチケットがもう無効という格好になるんで、それは整理上の問題かと思うんです。それを月が越えてもまた使えるような措置がとれないものかと、その2点、ちょっとお尋ねいたします。町長、お願いいたします。

○関洋三議長 答弁。

○三好郁雄議員 総務課長、お願いできますか。

○関洋三議長 担当課長でいいですか。

○三好郁雄議員 担当課長で。

○関洋三議長 担当課長、企画政策課長、高嶋一博君。

○高嶋企画政策課長 三好郁雄議員さんの再質問に対してお答えさせていただきます。

御指摘のように、町長の答弁の中にもありましたように、地域交通につきましては各種の交通体系を有効に連携をさせていただいた上で運用したいと。デマンドタクシーと福祉タクシー、それ以外の地方バス路線とかいう部分も含めて連携を図りたいなというふうに考えております。

福祉タクシー券自体の利用についても、皆さんには好評いただいておりますことは十分認識

をしておりますし、利用としては町長の返答の中にもありましたように、利用形態としては大変住民の方には有利な制度だろうと思います。ですが、そのことを捉えて、いわゆる歯どめというのですか、どこまでを町が助成していくかというようなことにつきましては、現在の制度上は月2枚の交付ということで制限をさせていただいております。

それにつきましては、当然諸般の理由、財政的なものも含めて今の状況になったものでございまして、それを軽々に変更することはなかなか難しいのかなというふうに考えております。

先ほども議員さんの御指摘の中に、デマンドタクシーについても利用者数が今の台数であればなかなかふえても利用については難しいのかなというような御意見もございました。総合的にデマンドタクシーを拡大していく上では、これはタクシー業者さんとのお話もありますが、台数的なものについても見直しを図っていかなければならない時期も参るといふふうには考えておりますし、福祉タクシー券につきましても、現在のところは枚数制限をさせていただいて、翌年度に繰り越さないということもございまして。そういう部分も含めて、交通体系全体としての協議については、その都度、問題点があれば検討を行う必要はあるのではないかなと思いますが、今、ここですぐ対応できるというものではないといふふうに理解をしております。以上でございます。

○関洋三議長 再質問、三好郁雄君。

○三好郁雄議員 今の意見で建設的な意見ありがとうございました。

今の意見で一つだけちょっとわからんところがあるので、福祉チケット、月をまたいだ場合に、月が変わったらもうそれは使えんのです。それを月が変わってでも使えるような格好にできないものかということが1点です。

○関洋三議長 再度答弁、企画課長。

○高嶋企画政策課長 三好郁雄議員さんの再質問について御答弁させていただきます。

福祉タクシー券については、4月から始まりまして、翌年の3月までの各月に2枚ずつ交付というような格好での交付をしております。これにつきましては、やはり1カ月当たり2枚という原則を標準的に考えさせていただいて、各月に2枚を配布することによって、均等に御利用いただくということでございまして、今のところ、4月の券を5月に使っていただくとか、4月に使わなかったから5月に使うとかいう部分については考えておりませんが、こういう意見をきょうお聞きしましたので、そういう面についても実際問題として対応できるものかどうか検討はさせていただきますが、1,000円というんですか、2枚の制限という部分は、こういっては語弊がありますが、補助金を抑えるという意味合いも当然でございます。そういう面も含めて、財政的な面も考え合わせながら、それと福祉券が交通政策だけでなく、住民福祉に資するという面も含めて考えていきたいなというふうに思いますので、御理解いただきたいと思っております。

○関洋三議長 再質問、三好郁雄議員。

○三好郁雄議員 今のちょっと私も聞き漏らしたような感じがするんやけど、もう一度

だけちょっとお願いいたします。ちょっと済みません、最後のところ。ちょっとわからなんだところがある。

○関洋三議長 再答弁、企画課長。

○高嶋企画政策課長 申しわけございません。再答弁をさせていただきます。

福祉タクシー券につきましては、実際問題として月2枚という原則で配布をさせていただいております。これは利用者が均一に使っていただくということもございますが、翌月とか自由に使えれば、いわゆる24枚の券を配布すると、1カ月で使ってしまうことも可能だということになってしまいますし、それについて、財政的によいのかなという部分もございます。そういう面も含めて考えたいと。

それと、福祉タクシー券については、今は企画政策課が所管をしております。これはなぜかという、交通対策という意味合いでございますが、現実的には通院に使うような券でございます。これ自体は福祉政策との絡みもございますので、そういう面も考慮しながら、検討できるところは検討していきたいなというふうに考えております。

○三好郁雄議員 なるほど、わかりました。

○関洋三議長 以上で、5番、三好郁雄君の発言は全て終わりました。

1時間近くたちますので、ここで議場の時計で10時35分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時20分

(大西樹議員退席 午前10時20分)

再開 午前10時35分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

13番、三好勝利君、1番目の質問を許可します。

○三好勝利議員 やっと順番が回ってきました。先ほど来、デマンドタクシーとか人口減少、福祉タクシーのチケットで相当突っ込んで出ておりましたけど、私もやっぱり以前から、きょうは通告しておりませんが、デマンドタクシーについては再三再四お願いしております。やはり金がなかったら知恵を出せと。我々、育った環境でおれば、やっぱり常に知恵を出して知恵を出して、ない知恵を絞ってお金のかからんことで生活をやってまいりました。ですから課長クラスもやっぱりええ給料もらいながら、この行政でここに入ってくるのには20年、30年というキャリアを積んでおるわけですから、我々の言うことは一言ええ10個ぐらいわかってもらわないかんです。担当課長、よう聞いてよ。むちゃは言うたらんのやから、むちゃは。やるかやらんかじゃ、問題は。我々はやっぱり厳しい中でこうやって場を与えられて、個人の利益とか利得で言うてはない。生活弱者に関してどうあるべきかということを議論しとるわけですから、やっぱり真摯に受けとめて、あいつがああいうこと言うたが、何回も言うたら面倒くさいけんやらんとかかというんでなくして、私は1番目をお願いしたいのは、高齢者の日常生活での安否確認、これ、歴代

課長にもずっと、これで3回か4回目になります。まだできておりません。金はかかりません。担当課長、よう聞いてよ。今、どのように安否確認をしとるか、5人組とかいろんなシステムがあるでしょう。それで現在はどのようにやっておるか。過去にどのような事態が起きたか。今後、やっぱり高齢者がふえてくるし、介護認定もふえてくるし、痴ほう症の方も年々とふえてくる。以前は我々が若いころは、痴ほう症とかなんとかいうのは、生活に追われて、そういう間がなかったわけです。今はやっぱり生活が安定して、週に2回、3回という温泉にも行けるし、昼間から温泉入って、うどんを食べて、1杯飲んで、車で送迎してもらえる。こんなすばらしい環境のあれば、全国でもようけないと思いますよ。それだけまんのう町はすばらしい前進の福祉関係の町長の判断でやっとするわけですから、これはずっと続けていただきたい。

でも、最近の状況から見ると、世の中はいろんな食べ物、それから社会環境の変化により、高齢者の云々と言うことを叫ばれております。ある高齢者が、長生きしたら悪いんかといわれるような高齢者、高齢者というところ。やっぱり今まで世の中を支えてくれて、我々を大きくしてくれた社会の大先輩ですから、その方が弱者になったときに、何とかしてフォローアップする、それが我々の使命だと思っていますから、その高齢者の安否確認について、今までどのように対策をやってきたか、今後、どのように担当課長としてやるか、これはもう町長のサイドではなくて、最後は町長になるかしれませんけど、私の言う単純な質問は担当課長で結構です。まずこの質問に対して担当課長、これは包括支援かな、福祉のほうか、企画でなくして。福祉やな、答えてちょうだい。

○川田福祉保険課長 済みません、町長が答弁書作成しておりますので。

○三好勝利議員 いや、私は担当課長に聞きよるん。ほんなら町長さんでかまんの。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好議員さんの、高齢者の日常生活における安否確認についての御質問にお答えいたします。

まず、高齢者の安否確認をどのように行っているのかとの質問でございますが、日常生活において親族と同居の環境にある高齢者については、当然のことではあります、その家族が常に健康管理や外出を含め、生活全般の扶助を行っております。

また、親戚や近所づき合い、趣味、スポーツ、文化活動を通じた交流、定期的な福祉サービスの利用等、日常の生活の場面で複数の人と多様な関係を有する方は、相互に気遣いや見守り見守られている関係にあります。

一方で地域の見守り制度や福祉行政として安否確認等の見守りが求められる高齢者は、親族や地域とのかかわりが希薄なひとり暮らしや高齢者のみの世帯です。このような高齢者の安否は、日常の生活実態を把握しておくとともに、誰がどのように安否を確認するのか、不測の事態が生じたときに誰がどのように対応するのかを明確にし、関係者が情報を共有することが必要とされます。

生活実態の把握につきましては、民生委員、児童委員の皆さんが毎年7月に在宅福祉実

態調査を災害時要支援者登録とあわせ、ひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯を訪問し、直接本人から聞き取り調査を行っております。この情報は本人の承諾を得て、町社会福祉協議会等の関係機関で情報共有を図っております。

また、平成24年度からひとり暮らし高齢者対策事業として、民生委員、児童委員等の情報に基づき、生活指導員が気になる高齢者を訪問し、生活相談のほか福祉サービス等の情報を提供しております。

また、町社会福祉協議会では、平成20年度から見守り・声かけ・ほっと安心事業を立ち上げ、見守り、声かけ活動を集落内の合意に基づき制度化し、日ごろのコミュニケーションを活発にさせ、より住民相互の関係性を深めることにより集落内のつながりを強め、高齢者が地域で安心して暮らせる地域づくりを行っております。

このほか、緊急通報装置体制整備事業による緊急通報装置の設置、徘徊高齢者家族支援事業によるGPS無線発信機の貸与、民生委員児童委員協議会と四国新聞販売店会との高齢者見守り隊協定、給食サービス等の福祉サービスとあわせて行う見守りなどが高齢者の安否確認のための制度となっております。

また、民間によるICT・情報技術を活用した安否確認サービス等が有料で提供されております。

次に、今後、高齢者の安否確認をどのように考えているのかとの質問でございますが、自助、共助、公助の考え方を今後とも基本に置き、自助と共助を支援し、効率的な公助を進めてまいりたいと考えております。

まず、自助につきましては、民生委員、児童委員、町社会福祉協議会、福祉委員などの福祉関係等による訪問事業、相談事業、見守り事業を中心に、地域活動へ参加するなど社会参加を促し、地域とのつながりを深めるとともに、福祉サービスの活用を支援したいと考えます。

また、みずからが健康管理、身体機能の維持に努め、自立した生活が継続されるよう支援と啓発を進めてまいりたいと考えております。

共助につきましては、高齢者も地域における共助・互助の一員として見守り、声かけ活動に参加することが求められております。

少子化と高齢化が進行する中で、行政に対する高齢者福祉の需要も増大することが予想されております。今後、全てを行政が担うことは困難であり、高齢者の安否確認を目的とする見守り活動は、地縁による共助はもとより、多様な関係による支え合いに委ねることも必要となってまいります。町社会福祉協議会が実施する見守り・声かけ・ホット安心事業を、今後とも支援してまいりたいと考えております。

なお、公助につきましては、自助、共助では対処できない高齢者の安否確認を担うこととなりますが、特に認知症に起因する徘徊高齢者対策が喫緊の課題と考えております。

議員も記憶に新しいこととは存じますが、認知症の高齢者が身元の確認ができないため、長年にわたり福祉施設に保護され、この方がテレビ番組で紹介されたことがきっかけとな

り、家族のもとに帰ることができたという報道がありました。

このようなケースでは関係機関による認知症不明者情報の共有はもとより、広域的な連携や地域のネットワーク構築が必要となっています。全国の自治体では、認知症不明者の捜索、保護と一時的な預かり、家族への対応等を地域の協力や警察等の関係機関との連携といったネットワークづくりを進めております。

今後、町といたしましても、見守り事業をベースとする地域のネットワーク、警察のほか関係機関との連携を検討してまいりたいと考えております。

あわせて、認知症を正しく理解していただくためのオレンジリング、認知症サポーターの養成に努めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 まだ時間が26分もありますので、じっくりとやりたいと思いますけど、町長の中で説明いただきました、これはおぎなりの、今まで通り一遍のどこでもやっておるような問題でございます。

私が以前に福祉委員とかそういうところで問題を提起してあるのはわかりますか。そういう見守りというのは、この広大な土地で、何千人の何百人の方を見守るのは、これは不可能に近いし、非常に難しいんです。私が提案してあるのは、高齢者が私の地区でも、今度、また秋に老人会、婦人会主催で敬老会を催されますけど、対象者が125名おるんですよ、現在。その中で15名から20名ぐらいはちょっと弱った方がおられるし、いろいろ問題のある方、名前は言いませんけど、私の地区でも、175軒の大きな自治会におりますけど、私の小自治会が25軒、今、減って23軒になっておりますけど、5軒に1人の5人の福祉委員をとってます。始まってから20数年たちますけど、1回も変わっておりません、福祉委員はお互いに皆さん、本当に協力していただいて。ただ、幸いに一度も福祉委員の出番が来ておりません。ということは、それだけ地域が全般でサポートして、非常に温かみのある地域でございますので、本当に月に2回、3回とお茶を飲んだりコミュニケーションを図ったりして安否を確認しております。それはそれでいいじゃないですか。町長さんが、今、答弁したのは通り一遍のどこもやっておるおぎなりの、今度もそういうような見回りをすると。見回りをするのはなかなか大変です。

私が以前提案したのは、ほとんどの方が、今、電話を持っておるじゃないかと。結局、その中で、数千人の方がおられるけど、ピックアップして、要注意の方があれば、地元の民生委員の方と地区役員の方、自治会長と相談して、この人とこの人は云々という方が数十名おられれば、私は以前も言うたんです。その方に、朝、一応コールしてもらえと。包括支援でも社協でもどこでもいい、一応コールしてもらえと。50人か60人ぐらいですから、全部といったってコールのない方、すぐわかるんです。今、携帯電話でも、私は約900から1,000はインプットしてますから。そういう関係の社会事情で、今、幼稚園、保育所、小学校でも携帯を持つような時代ですから、高齢者の方も携帯を持っています。それで携帯を持って、どんなんないたら、かけ方は知らんと。かけたらお金が要る

けん、着信だけやと。持たせてれとるので持っとるんじやと。どんなにするんな、おばさんと。いや、かけ方はわからん。どこでおるんではよ帰ってこいといってかかっていたら、私もまだ耳が聞こえるけん使えるんじやと。そういう方もおられます。非常に和やかな家庭でしょう。そういう中で、私は以前も2回も3回も提案してあるのは、担当課長、よう聞いとってよ。そういうピックアップした高齢者の方が、朝、年寄り早いので、朝6時か6時半に必ずAという電話を短縮にしとって、このボタンを、朝、押してくれと、起きたら。ほんならつながる。つながったらすぐ切ったらええ。やっぱり1回通話すれば、10円、15円という料金がかかります。コールしておけば1銭もかかりません、今。それと携帯電話なんかも、今、もうある会社は2,700円か3,000円ぐらいでかけ放題です。どこへかけてもいい。この電話にかけてもいい、相手のドコモにかけてもいい、それからソフトバンクでも誰にかけても、とにかく3,000円で全部かけ放題というシステムが出ておって、私もやっております。ただ、一月たっておりませんから、メーカーですから頭のええのがおりますから、この場合とこの場合と云々でだまされるかもわかりませんから、十分一月間をやってみたいなと思っております。個人的にですけど、大体4万から5万ぐらい、毎月、電話代はかかっております。それだけやっぱり活動しております。それはええとして、今、担当課長、聞いとる。そういうピックアップした高齢者が、朝、コール番組をやってコールしてくれと。ずっと見て3名かかってない。ほんでこっちが逆にコールする。うっかりしておりました。ちょっと外でうっかりしておりました。ちゃんと元気なんですねと。はい、大丈夫ですという確認をとる。見守らなくても、今の通信機材をやったら簡単にできるんです。それをできない方は福祉委員とか民生委員が見守っていただかなければなりませんけど、やはり行政が逃げるのではなくして、アイデアを出して、知恵を出して、さっきも言ったような、お金がかかるからやらんと。お金がかかるからやらんといったら、全て行政ストップせないかんです。要るもんは要るんですよ、これだけ高齢者がふえてくると。それで結局、もし不明者が出たら、どれだけの捜索隊が出るんですか、消防、警察、自衛隊と。まだそういう大がかりなのは出てませんが、これからは恐らくそういう方がどンドンどンドンふえてくるでしょう、テレビ番組なんか見ると。東京のほうで18年も確認がとれなかったと。うちはそういうことは多分ないと思えますけど、ひょっとすれば行方不明になって、全然わからん。毎年、1万7,000人ぐらいが行方不明になって、その中で1万人はわかるそうです。あと全部、どっかの国に拉致されたんじゃないかと。年寄りは拉致せんでしょう、使い物にならん、もう将来、余り働けんから。

ですからそういうところで、結局、安心安全を得るのには、遠く離れた大阪のほうで、おじいさん、おばあさんをここに残しとって、やっぱりまんのう町は、朝、安否確認のために本部をコールしてみて、いかんかったら、再度、逆コールをすると。それで出ない場合は、即、そこへ安否確認に行くとなれば、手おくれにならないし、もしそこで意識が十分でなければ早急に手当てができる。そういうことはお金はかからんでしょう。ずっと

見守るんだったら、見守る人のいろんな経費、それから車で見るんだったら、車の油代だっているでしょう。電話は1回やっても10円です。ただし逆に本部をコールして切れば全部残っとるわけですから、リダイヤルで。そういう提案を3回やっておるんです。でも歴代の担当は全然私のいうことは眼中に置いてない。やる気がないからですよ。本当に地域の高齢者を守って、安否確認をして、本当に1人でも犠牲者を少なくするというんだったら、やれるはずですよ。それに対して、こななばかげたことはおまえ1人じゃというんであったら返答してください、担当課長。

○関洋三議長 答弁、福祉保険課長、川田正広君。

○川田福祉保険課長 三好議員さんの御質問にお答えいたします。

ただいま御提案いただきました電話を使つてのコールということで、経費も大変かからないシステムということで御提案いただきました。

見守る側と見守られる側がお互いのサインを決めまして、そういうルールでお互いの関係をつないでいくということでございましょうが、特に遠方に離れていても、電話であればつながりますので、それは家族間、親子間であれば当然スムーズにつながるものと考えております。

また、先ほど町長が申し上げましたとおり、ひとり暮らし、また高齢者のみの世帯におきましては、誰も見守る方がいらっしゃらない。これにつきましては、今現在まで見守り事業で社会福祉協議会を中心に進めてまいりましたが、地域間でそういう関係が繋がれば、より密接なつながり、先ほど三好議員さんもおっしゃっていただきました仲南地区の5人組をまたその活動に加えていただければ、現実として実現できるのではないかと考えております。

また、これをシステム化するとなりますと、どこか現在の緊急通報装置のようにセンターを設けてやるとなりますと、人件費等経費がかかってまいりますので、今後、地域の見守りの中でそういう対応ができないか、そういう事業のメニューを考えてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、三好勝利君。

○三好勝利議員 答えになつとれへんがな。3回言うたら、同じことを歴代の課長は言うがな。やる気がないから同じ返答じゃがな、前も。議事録調べてみなよ。おたく、3回目やから、ちゃんと。課長に云々言うとなれへんのやで。何でそのシステムに金がかかるんな。あるもんを利用したらそれでええんじゃろがな。みんな電話持つとるがな、今、ほとんどの方が。電話のない高齢者だったら、その短期間の間にリースの電話か町の電話か設置してあげたらええやない。ただし、よそへかけたら自分で通話料いただきますよと。前も言うた。人件費が要る、機材が要る、それは逃げ口実。わかった、さっきのデマンドタクシーと同じ。知恵を出せばできるんですよ。もう一回、よく聞いてよ。朝、コールする、60人やったら60人の弱者が。その中で5人がコールがなければ、逆にコールすると。それでうっかりしとりましたと。ちゃんとしてよ。こっちはちゃんと、朝、きちっとみんな

なコールで元気かどうか確認しとるんやからなど。それで3人ぐらいがコールがつながらんと。行ってみる。行ってみたら、表で草引きしよったと。それやったらまたええやないですか。ひょっとしたらぐあいが悪くて横になっとったかもわからんと。そういうのはテレビ番組、何見よる。ドラマ、それとも洋画、いろんな番組やっ取りますから。私はそういうドラマは一切見ません。大体こういう番組見出しを見て、ほとんどそういう番組を見ておるし、教育長にも何回も電話した。産業経済課長にも、そういう番組があったら、今すぐ工作中やけど見てくれと。ええ番組しよるから、おたくの担当やから見てくれというたら見てくれてます。それに対して反応はどうか、それは本人の勝手でしょう。

ですから、今、言うように、新しい機材を買わんでも、あるものを利用したらできるでしょ。例えば受信パネルやったら簡単なものだと思います。新しく回線せんでも、福祉課やったら福祉課の分で直通ラインを短縮しとけば、ぽっと押したらそれでいけるわけやから。それで話したら10円要るでしょ。話さんかったら金は要らんですよ。それを言いよるんですよ。別に新しい機材買ってくれ、新しい人件費かけてくれというとれへんがな。さっきのデマンドと一緒に、課長、よう聞いてよ。今の人件費でも十分やれますがな、知恵出したら。コースの無駄を省いてやれば、私が説明したようにそれができるんやから。それを面倒くさいから、エリアが決まっとるから、仲南のもんはそこへ迎えにいけん、満濃はそこへ行けんのやと。隣近所におったって、迎えに行く行かんでもめとるんです。その辺はやっぱり十分行政のほうで指導して、担当課長、福祉のほうもそうですよ、やれますよ、やってみてくださいよ。それでいかんかって、無駄な金がかかったら、私、そのぐらい弁償してあげるわ。何千万円ならともかく、少々の金やったら弁償してあげるわ、責任とって。まずやってみるかどうかわかんないがな、はっきり言って。やっぱり高齢者が該当して、それをずっと弁当配布して見守る、どれだけの手間がかかるんな。わずか電話で確認したらええんじやがな。100人おったって、100人がぽっとやって、通して、10人が来とらん。どうしたんやと、逆探知する。逆探知して町の電話でやってみる。つながらん。ほんでもう一回、30分ぐらいしてやってみる。だめな場合は、そこへ最寄りのもの民生委員にお願いするか、自治会長か誰かが行くか、町のヘルパーさんが行ってみると。ほんでやって、例えば意識がまだ十分あれば、緊急搬送すれば助かると。3日も4日もついて、新聞が3日も4日もたまっとる。行ってみたら、もう冷とうなとったと。そういうわびしいような町でなくして、片方へ何千万という金を福祉関係で提供しとるんやから、これも本町の歴代の担当がちゃんとやって、やっとるんやから、これ。誰っちゃ自動的にくれへんのやから。片方ではそういうあれをやっとして、片方では金かかる分はできんと、そんなん通らんですよ。

私が、今、間違っと思ったら間違っると、どうぞどこでも言ってください。ほんで多少金がかかって失敗したら、私、それぐらい弁償してあげます、心配せんでも。

だから再度、もう担当課長にここまで言うとなんやから、今度は最後の決は町長や。町長、それに関して、そんなあほらしいことできんというんやったらできんで結構。

○関洋三議長 どっち。

○三好勝利議員 今度、町長や。

○関洋三議長 答弁、町長。

○三好勝利議員 担当課長がようせんから、今度、町長がするか、せんかじゃ。

○栗田町長 三好議員さんの質問にお答えいたします。

三好議員さんの熱意十分わかりました。いろんな事例も調べて検討してまいりたいと思います。

○関洋三議長 再質問。

○三好勝利議員 3回じゃないから、時間内全部やれるんやから。ええシステム、皆さんが協議してつくってくれたもんじゃ。今までは3回で打ち切られたら、もうこれで終わりやった。執行部が3回ぐらい答弁したら、あとはもう言うてこんからええじゃろうという。今回は時間内全部やれるわけですから、これはもう非常にいい開かれた議会やと思います。聞いとる方も納得すると思います。

それから町長さんがやっぱり言われたように、もうとにかくやってみるか。それはでけんと。金がかかる、機材が要るって、機材がなくてもできます、簡単なもんで。リダイアルの装置だけ置けばできるわけですから。携帯電話見てみてなよ。あんな小さいところで何百種類という情報が入るとるんですよ。そういう時代ですよ。時代は刻々と変わって、痴ほう症の方もだんだんだんだんふえてます。まんのう町の場合はそういう安否確認しとるから、非常に安心やと。その中でも、たまにはちょっと行方不明の方が出るかもわかりませんが、それは恐らく防げるんじゃないかと思えます。まずやっぱり町を挙げて、そういう少子高齢化もあるけど、高齢者に対してやっぱり優しい温かい行政をやるというのが私のお願いでございますので、町長はそれを決断する、まあやってちょうだい。

○関洋三議長 1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問を許可いたします。

13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 2番目ですけども、2番目の質問も単純でわかりやすく、ただ単純だけど、今までちょっと、教育長には悪いけど、学校も忙しいし、云々もあるでしょう。我々の小学校から行った6年生も数人おりましたけど、この中で最近聞いてみますと、校長いわく、中学校になってころっと変わって、活発になって、そういうふうなのを聞いたらやっぱりうれしいですよ。我々、一生懸命やっとなるわけやから。現場の視察もしたし、教民のあれで2回も3回も視察して、これはどうなるかと思ったですよ。それがやっぱり雰囲気が変わって、先生も変わって、友達が変われば、やっぱりクリアできとるわけですから。教育長、わかるでしょ。これが学校の教育の値打ちなんですよ。

私が言うのは徳育、勉強関係、体育、体力をつける、食育、食べる教育、これにおいて、例えば最近、数年前から何回もこれも言ってます、パン食云々と。日本人はこの2,000年の歴史で米を食べて生計を立ててきた人間なんです。最近の食生活の変革でパンを提

供して、我々が子供のころ、週に1回パンが出ると本当に楽しみやっただです。今の子供に聞いてみたら、親が忙しいから、朝はパンを食べさすと。学校給食でまたパンかと。夜もまた簡単なんで、またサンドイッチかと。こういうのも聞いてます。ですからその辺が私が以前質問すると、パンの業者の育成もあるというのはわかりますけど、これはパンの業者の方は怒るかもわからんですけど、やはり我々は農業立町、きのうも米と水とで相当議員が突っ込んでおりましたけど、私は同感です。これだけやっぱり立派な地域で、野菜と米があるわけですから、やはり米飯提供に切りかえて、月、火、水、木、金というと、全部米飯にすると、御飯を炊いてやるから、多少なりとも人件費の云々という、恐らくまたそれは言うでしょう。それはそれでええでしょう。ですから食育に関しては、なぜ給食を主体とするかという、やはり報道関係なんかを聞いてますと、昼間の給食がほとんど主体となって、子供の食生活が変わってくるんだというんまで報道されとるんですよ。うそだと思ったら調べてください。ちゃんと私は情報をつかんで質問しとるわけですから。

それと、あとの2以降は通告に出してなかったから、最後にお問い合わせしようと思えますけど、その徳育、体育、食育。食育も簡単なことです。でもやはり子供の体力をつくる一番重要な、1日の中で一番楽しみやと思います。そういう関係を、まあそんなこと言うなど、今のままでええやないかといわれるか、今後、やっぱり小学校3年生ぐらいで糖尿病が出とるんですよ、糖尿病、成人病。昔なんかでは考えられないんですよ。やっぱりこれ、食育の変化と周りの環境の変化です。ですからパン屋さんもたくさんふえてます。ほんだら家でパン食べる。昼もパン食べる。晩もやっぱりひよっとしたらサンドイッチ食べる。1日3食パン食べたらどなんなりますか。それから部活する柔道部とか剣道部とか野球部なんか、あの小さなパンを2つ、3つ食べて栄養はあるでしょう。でも腹持ちはやっぱり悪い。そこでやっぱり授業をすると、やはりややもすりゃ不平、不満が出てくるんです。人間やっぱり常に腹いっぱい食べさせてやると満足するんです。動物でもそうです。腹が減るといらいらしてくるし、学校の授業も十分できないと、そういうような状況ですので、教育長としてどのように考えておられるか、それをちょっと教育長、答弁お願いします。

○関洋三議長 答弁、教育長、斉藤賢一君。

○三好勝利議員 我々は時間ないけど、執行部は何ほでも時間あるので、十分掘り下げてください。

○斉藤教育長 三好議員の御質問にお答えいたします。

学校教育における食育について、まず説明させていただきます。

子供の食生活をめぐる問題が大きくなる中で、健全な育成に重要な役割を担う学校には、積極的に食育の推進に努めることが求められております。

平成17年に食育基本法が施行され、18年から22年は第1次食育推進基本計画が出され、現在は第2次食育推進基本計画、23年度から27年度が出されております。

第2次基本計画では周知から実践することに趣旨が置かれております。ここで重点課題とされているものが3つあります。1つは生涯にわたるライフステージに応じた間断的な

い食育、2つ目が生活習慣病の予防及び改善につながる食育、3つ目が家庭における共食を通じた子供への食育です。

家庭における共食では、家族で食卓を囲むことが食育の原点であります。また、ライフスタイル等の多様化によって、家庭における食育を一律に推進できない状況もあることから、学校、地域等が連携し支援するとあります。

このことを踏まえて、学校給食では食に関する正しい知識を身につけることができるよう、また生きた教材として活用されるよう献立内容の充実を図っております。

各学校においては、現在、旧町単位で栄養教諭、学校栄養職員が配置されております。給食時間の配膳から片づけまでの活動を通しての指導、献立を教材化するさまざまな指導を行っております。

また、献立内容と教科などの学習内容とをリンクさせ、献立を教材として活用しております。献立の栄養価についても、子供たちの実態に即すよう、身体計測結果などをもとに、年間数回の見直しを行っております。

また、県において作成されている香川食育アクションプランをもとに、その数値目標を達成すべく、学校給食においても具体的には地場産物、特に町内産の野菜、この利用を推進することにより、新鮮な栄養価の高い食材提供に努めることにより、地産地消を推進しております。

こうした生産者と消費者の顔の見える関係を構築することによって、感謝の気持ちを持つことができる子、地域の産業について理解できる子、好き嫌いをしない子に育つと考えております。

小児生活習慣病予防への取り組みについては、生活習慣の実態把握や、肥満児童生徒に対する個別面談の実施、調理教室や運動教室など、細やかな取り組みがなされております。

さらに、平成25年度から小児生活習慣病予防対策事業として、小学校4年生を対象に血液検査、身長、体重、血圧測定、食生活調査を実施しており、その結果を保護者、学校、学校医にお知らせすることにより、保護者には予防についての啓発を、学校については検査結果、診断結果を踏まえた対象児童生徒への個別指導をお願いしているところであります。

今後は、さらにこのような取り組みを充実させることにより、生活習慣病予防策に資することにしたいと考えております。今後とも、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○関洋三議長 再質問、13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 まだ10分ありますので、教育長が非常に掘り下げて回答いただいたわけでございますけど、やはりこれも以前と全く同じような回答でございます。ですから今後ともやっぱりこの地域の食材、米なんかを、まんのう町の米はすばらしい米です。そういうようなおいしい米を食べてもらって、地元の地場産業を理解して子供たちが大きくなっていく、一番ええことやないですか。

それと、やはりさっき言ったように、小学生3年ぐらいで糖尿病がふえておるという統計が出ております。本町はまだ統計を見てないからわかりませんが、それも一応調べてちょうだい。公表する必要はないじゃないですか。何名ぐらいおると。それやったら食生活改善とかいう家庭の通知も要るし、学校給食についてはきちっとした栄養士さんがおるわけですので、できたらパン食をやめて、米飯給食にしてもらいたい。

ある学者いわく、米を食べた民族は西洋風の食事によって満足にいけるのは500年かかるというんですよ。聞いたことありますか、500年。私が言うんでないですよ。偉い学者が言うんです、500年かかると、体質を改善するには。ですからそういうようなことが叫ばれておるんですから、せめてやっぱり学校給食からでも改善して、やはり元氣な健全な子供を食生活から守ってやる。まず学校給食、きょうは何だろうか。また学校給食もあのパンかと。またきのうと同じ、ゆうべ食べたパンがうまかったわと。こんなんでなくして、やっぱりさすが学校やなといったら、勉強が嫌いでも、昼の給食を楽しみに来る子もおったら、それでええやないですか。我々のときはそういう学校給食を楽しみに学校へ行ったようなもんですから。もっと偉いもんになってますわ、勉強すれば、本当に。自分が体験しとるから、結局、やっぱり皆さんにそういうふうなことを味あわせとないと。立派なやっぱり給食を提供して、立派な体で健全な子に育てて地域に貢献してもらおうというのが大事です。

それと、今回、漏れておりましたけど、眠育、ミンミンゼミじゃなくて眠育、私も初めて聞いたんです、こんなん。それはなぜかという、ある県のある学校が、登校拒否が全国でナンバー1やったと。非常に困ったと。地域やPTAも、町の我々議会も執行部も教育委員会も皆さん考えてやったことは、解決したことは睡眠です、睡眠。これは10時、11時になってほとんど寝てない。朝、行くようになってから眠たくなる。

それから眠育、睡眠の教育。9時には必ず寝なさいというので、試行錯誤して、何回も何回も協議してやったら、不登校がゼロになったと。この間、テレビでやってみました。文部省か何かから表彰されるらしいです。

香川県の場合も、あれほどワースト1という、交通事故で叫ばれよったけど、知事さんのちょっとした配慮で、お手盛りの予算を組んで、普通ならAという予算を出せば、それを削るのが執行部の役目です。ただし知事さんは交通安全対策についてはお手盛りの予算をつけなさいと。ほんで信号機もつけた。それと交差点なんかでサイケ調のいろんな催し物やったでしょう、これ。初めてよ、ここらで。何やろうかと。それで結局、60何年ぶりにすんと死亡事故が減ったでしょうが。そういうやっぱり思い切ったアイデアを出せば、またこれ解決するし、学校教育にしてもやはり食事を主体として、給食で多少は金が必要でしょう。やっぱり町長もやっぱり言って奮発して、子供がどうこうあってでも昼の給食はあしたは何だろうか。昼、何が出るやろうかという楽しみに来てもらうような学校教育も一つの選択方法でないかな、そういうふうに思っております。ぜひとも改革していただいて、それとやっぱり教育長が積極的に食事の方面の改善しますという、これも過

去10年ぐらい毎年質問して、同じことでずっときてます。経緯調べてください。私、もう何回もやってますから。

ですから、今度、新しくなった、教育長さん、聞いてよ。眠育、私もこれ、初めて耳にしたんです。睡眠不足は結局全ての病気とか不登校に影響してくると。十分寝た後はすばっと起きて、御飯を食べて学校へ出れば、どなたかが言う、朝、いっぱい、挨拶のときはいつもある議員さんが言われる、きょう、御飯1杯食べた人、2杯食べた人、3杯食べた人、御飯を朝から食べれんような子供やったら成長しません、はっきり言って。私も結局過去にそういう、30年ほど前の話ですけど、ある中学生がタコ部屋入ったのを迎えに行きました。親は朝は食べんという。食べんのはあんたがつくらんけん食べんのやと、朝の食事を。うちのはたばこふかして、コーラ飲んだりジュース飲んだり、お菓子や。モヤシみたいな顔しとる、食べてないから。結局、食生活の改善である程度やって、それはどこの子供いうんはプライベートやから言いませんけど、今、立派にやってます。子供さん、2人大学行ってます。親はいわく、自分はそういうふうに苦労したから、子供にはせめて24時間働いてでも、子供には教育を受けさせたいというんで、子供2人は大学に行ってます。私は立派だと思いますよ、こういうことは本当に。現実にありますから、それは。

そういうことで、教育長さん、いろんな点で大変やと思います、学校問題は。学校問題もやっと本社からきちっとした公文書でわび状が来たわけですから、これ第1問クリアですよ。これはやっぱり町も我々議会も一生懸命頑張ったから、当然のことですけど、ちゃんとした、つい最近、町長さん、来たでしょ、公文書が。これは本当、私はやっぱり若い議員が頑張って頑張って、我々も一緒になってやって、執行部も一緒になってやったのが、結局、本社に通じたわけです。

だからそういうことをやれば必ずクリアできますから、それは眠育も教育長、初めてやと思います、これ。香川県でもどこもやってないでしょ。

それは、こういう文部省関係を通じればデータ出とると思います。全国ワースト1で、もうどうしようもないと。半分ぐらい授業に来んかったという。学校崩壊かというまでいっとったんです。それで苦肉の策に考えてみて、いろんな父兄もそれから教育委員会も議会も町も一緒になって考えたら、それはやっぱり寝不足じゃと。というのは親の責任だと。学校の責任でないというので、9時には絶対に寝るように指導して、強制的に親も一緒に寝て、何年かしたら登校拒否がゼロになったという。これ、金がかからん方法ですよ。金かけてやるのは幾らでもできます。やはり金をかけずに知恵を出して、アイデアを出してやるのが、やはり今のこの行政に求められることだと思います。さっき担当課長が言ったように、機材が要る、あれが要る、人件費、おるメンバーでできます、こんなことは。

そういうこともつけ加えて、教育長に進言しておきますから、ぜひうちの場合はそんなに登校拒否はおらんと思いますけど、調べてみてください。家庭環境もあるし、体力的なものもあるし、恐らく寝不足の場合は統計とったら一番多いそうです。それに対して教育長、やるかやらんかだけ。

○関洋三議長 答弁、教育長、斉藤賢一君。

○斉藤教育長 三好議員さんの質問にお答えいたします。

私どもも眠育という言葉初めて聞かせていただいて、非常にありがたい提案だというふうに考えております。新しい視点でいろいろなことを御指摘いただくということは、我々にとりましても大変ありがたいというふうに受けとめさせていただきます。

先ほど、食育につきましてもいろいろと御指摘いただきました。今回、私のほうから提案させていただきたいのは、一度、議員さん皆さん方に学校給食をぜひ試食していただければと、こういう機会を私のほうで設けてみたいというふうに考えておりますので、その節には御協力よろしくお願ひしたいと思います。

さて、2番目の質問についての回答になりますけれども、いわゆる生活リズムの乱れの一環としての睡眠の不足、これから来る大きな問題であろうというふうに思っております。またこれ、かたい回答に最初はなるかもわかりませんが、子供たちの生活リズムの乱れにつきましては、随分以前から指摘をされてきておるところであります。

かつては早寝早起きというのは意識することもなく、それが普通に生活できておったわけです。ところが社会の構造がどんどん変化する中で、大人社会の生活パターンが非常に夜型になっていってしまったと。このことに伴って、子供たちの生活も深夜まで起きていると、こういうことが珍しくなくなってきておるわけであります。

平成25年度の全国学力学習状況調査のまんのう町の結果を見てみますと、児童・生徒質問紙調査によりますと、まんのう町内の小学生のうち、就寝時間が午後10時以降が43.1%、午後11時以降が9.2%、そして午前0時以降は3.1%となっております。

また、中学生も午後10時以降は21.8%、午後11時以降は54.4%、そして午前0時以降は16.3%となっております。実に小学生で55.4%、中学生で92.5%が午後10時以降に就寝しております。

遅くまで起きている理由の大半としては、大きなものはテレビ、ゲームとなっております。テレビとゲームに費やす時間は、土曜日、日曜日の日中にも大きく見られます。子供たちの室外での活動時間が減少してきているということがここからわかってまいります。

学校でも子供たちのこうした生活リズムの乱れというものに危機感を抱いておりまして、さまざまな取り組みが行われております。

例えば、小学校では健やかカードをつくって、早寝早起き朝御飯などを自分で記録することで意識づけを図っております。また、中学校でも保健日より、あるいは月目標、週目標で啓発に取り組んでおります。生活リズムを整えることでの重要性に踏まえて、学校においては児童生徒が戸外で活動する機会をふやしたり、さまざまな機会を捉えて生活リズムを整える意識を啓発する活動を継続していかなければならないと考えております。それとともに、子供たちが家庭生活で大きな影響を受けている保護者との連携が大切なことは言うまでもありません。

今後、子供たちの睡眠不足が将来健康に被害をもたらすという科学的な根拠を示すなど、

眠育の重要性をより具体的な知識や体験活動などを通して一層啓発してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 教育長の積極的な回答をいただいたわけですが、やっぱりぜひとも、私は別に大きな風船を上げいうて大きなことを言うとするんじゃないんです。現実それでクリアしたところがあるわけですから、私はそれをデータで調べとる。うちも教育民生は若い委員長、副委員長がおりますから、今度、そういう場所を探して、この議員研修にはぜひとも委員長にお願いしていきたいなど、そういうふうに思っておりますから、ぜひそのときにはまた一緒においでいただいて、やはり実践を見て、ええことはまねすると、そして子供の将来を考えると。幾らええ校舎建ててやって、幾らええ通学バスやっても内容が伴わんなら何もならんじゃないですか。やはり子供の将来は我々地域の社会の責任です。子供の責任じゃありません。今ごろの子供はどうのいうけど、今ごろの子がどうこういう前に、今ごろの世の中が、社会システムが悪いということを先に言うてやってください。私はそのほうが先やと思いますから。

今後ともそういうことで、担当課長なり教育長、ぜひ十分考慮して、私がめったやたらと架空のことを言うとするんやないです。実績のあることを述べとるわけですから、ぜひとも実践して、まんのう町はずばらしい教育をやるとのということを私は期待しておりますから、それで答弁いただいたら結構です。

○関洋三議長 答弁。

○三好勝利議員 答弁、最後はやっぱり決意を。

○関洋三議長 答弁、教育長。

○斉藤教育長 三好議員さんから決意をというふうな御質問でございました。

私も教育に携わって、経験は十分豊富だというふうに自負しておりますが、周りで支えられている町教育委員会の職員、さらには町内に勤務していただいております教職員の方々のその熱意というものを常々感じております。そういったものがさらに一層まんのう町の子供たちの将来を培う、教育する、育む、そういった観点から一緒になって努力してまいりたいというふうに思いますので、今後とも、啓発する方向で努めてまいりたいというふうに考えております。

今後とも、議員さんの御指導をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 13番、三好勝利君。

○三好勝利議員 最後に教育長の強い決意をいただきまして、本当にこれを実施していただくこと、それと最初の担当課長、私が言ったこと、町長もぜひとも実現してください。金がかかる方法じゃない。早く寝るのも、教育長、金がかからんでしょ。機材を買って、コンピュータを買ってやるのは金が要りますけど、これは学校にあるわけですから、そういうことを十分現場と父兄と承知していただいて、やっぱり健全な子やるのは我々の役

目ですから、子供に何も責任はありません。周りの社会の責任です。はっきり言うておきます。これで終わります。

○関洋三議長 以上で、13番、三好勝利君の発言は全て終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

12番、松下一美君、1番目の質問を許可します。

○松下一美議員 ただいま議長の許可をいただきましたので、12番、松下一美が通告に基づきまして、最近激減している蛍の保護についてを質問いたします。

5月26日の新聞紙面においても、炭所西大向地区の蛍の乱舞の様子が紹介されていました。地元においては数年前に看板が設置されております。ほたるの里づくり地域につき、蛍を捕獲しないでください。大向自治会ほたる愛援会という看板が出ております。

私も地元の方からの知らせを受けまして2回ほど参りました。そしてまた写真を撮りに行きましたところ、多くの方々が家族連れで幻想的な光景を楽しんでおられました。しかし、中には捕獲をして帰る方もいるようで、大勢の方々に見ていただくのだからとパトロールを行って注意をしているところでした。

こうしたことにより、蛍が減少していくのを少しでも守ろうと、地元の方々は苦心、努力しているようでした。

また、町道大向高屋原線から北へ約110メートルぐらいでありますけど、本水路が3面で改修されておまして、全く蛍が見られませんでした。やはり一度環境破壊されたら、なかなか元へは戻りません。地元としてはできるだけ早く蛍の保護区の指定をしていただき、今後の農道水路改修にしても環境に配慮した工法を用いるように、蛍の保護として強い思いがありますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの、最近激減している蛍の保護についての御質問にお答えいたします。

蛍の飛び交う風景は昔から初夏の風物詩として上げられますが、自然豊かなまんのう町でも河川がコンクリート製の水路に改修されたことで、蛍の餌となるカワニナの住める環境が少なくなり、このことにより蛍の数も減少しているのが現実でございます。

そのような中、長炭大向地区の天然護岸を有する水路は蛍の生育環境に最適であり、以前からたくさんの蛍が飛び交うことで、5月下旬ごろには多くの観賞者が訪れているようです。

ただ、来訪者の中には大量に蛍を捕獲して持ち帰ろうとする心ない人もいるようで、大切に保護したい住民との間で小さなトラブルが生じていることは残念でなりません。

蛍の保護に関して全国的な状況を調べてみますと、地元住民が団体を組織して保護・保全活動を行っているところが多数存在していました。

また、一部の自治体では条例を制定して蛍の保護のため一定の地域内で特定行為の制限及び禁止区域としたり、自然生態系の保護・保全のための活動を行う団体が支援を行って

いる場合もあるようでございます。

このようなことから、自治体による蛍保護のための事例を今後調査研究しながら、本町に適した条例制定を検討してみたいと考えております。

次に、環境整備面についてでございますが、今後の土地改良事業を含めた水路改修の実施に当たっては、蛍保護も含めた環境に配慮した工法を検討しながら、自然豊かな環境をいかに存続させていくかを考えなければなりません。

しかし、水路改修は地元関係者に費用負担をお願いすることから、コスト面も考慮する必要があり、従来どおりの機能を維持することを前提とすると、コンクリート構造物は避けて通れないところが現実のところではあります。

しかしながら、国、県では、昔ながらの自然水路で貴重な生物が生息している場合は、生物の保護のため現地調査を行い、部分的ではありますが、改修後も生息可能な河川環境を創出し、従来同様の生息可能空間を確保しているところがありますので、これらのことを参考としながら、今後、町が行う農業用水路施設の老朽化等による改修においても、自然環境に配慮した工法等で実施したほうがよいと思われる箇所については、地元関係者と十分な協議を行ってまいりたいと考えております。

そして、いつの時代も蛍の舞う自然豊かな里山との共存共栄を大切にしているまんのう町でありたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○関洋三議長 再質問、12番、松下一美君。

○松下一美議員 ただいま、町長から明確な答弁をいただきましたが、今、言われますように、やはり農業立町でありますまんのう町におきまして、水路改修というのなかなか大変なところでありますけれど、その点、自然環境も配慮しながら進めていくというのがなかなか大変かと思っております。

そして、今、言われましたように、コスト面、相当な負担増にもなってこようかと思っております。しかし自然というものは一旦破壊されるとなかなかもとへ返らないという、先ほども申しましたが、私の地域でも4年ほど前ですけど、土器川右岸改修が行われまして、その中で高圧洗浄によりまして、水路面が相当きれいに補修するためにでありますけど、工事が行われました。

その結果、やはり何年間も蛍が全く見えないという状況でありましたが、これからもそういう環境にも配慮しながら、町としてもこういう事業も進めていくように、地元の強い要望でありますので、町長にしっかりとお願いしておきたいと思っております。

以上で、1問目については終わりたいと思っております。

○関洋三議長 1番目の質問を終わります。

続きまして、松下議員の2番目の質問を許可いたします。

松下議員。

○松下一美議員 2番目の、旧満濃地区におけます自衛消防の見直しについてであります。

現在、本町には琴平町とまんのう町によります南部消防と公設の12分団がありますが、旧満濃地区には10カ所ほどの自衛消防、神野地区に1カ所、高篠地区に3カ所、長炭地区に6カ所と、その中で団員は236名であります。そして婦人消防が神野、高篠、そしてまた長炭と3地区にそれぞれ、団員は104名であります。いずれもボランティアであり、災害出動時においては負傷などに対する補償がありません。そしてまた、ただ民間協力者としてのみの扱いであります。

本町において、3月11日の炭所西の山林火災の際には、県の防災ヘリの機動力が発揮され、5月7日、11日の炭所東の原野火災におきましても、地元の方々や地元消防団のいち早い対応により、いずれも大事には至りませんでした。やはり常に危険がつきまとう団員の身の安全への対応、対処というもの、そしてまた急がれる軽の消防積載車の導入等においても、半数の5台という現状であります。

将来、南海、東南海の地震が30年以内に発生の確率が70%と予想されております。最近では全国の自治体の多くが防災・減災対策に力を入れております。6月15日の町政懇談会におきましても、多くの質問が防災について出ておりました。関心の高さが伺えたところでもあります。

団員の負傷時の補償、そしてまた装備等の充実、そしてまた公設等も将来的には視野に入れて見直しが望まれるところであります。町長のお考えをお伺いいたします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの、満濃地区の自衛消防の見直しについての質問にお答えいたします。

現在、満濃地区では自衛消防団10団体、女性防火クラブが3団体、また仲南地区においても女性防火クラブが1団体、合計14団体340人の皆様が地域の安全のため、防災・減災活動に御協力いただいておりますことは、非常に心強く感じているところでございます。

南海トラフを震源地とした大地震は30年以内に7割の発生確率となっております。その中でも最大クラスの地震が発生した場合には、町内においても相当数の被害が予想されております。

また、近年、全国各地で頻発しております極地的豪雨による水害などについては、災害が少ないとされる当町においても、いつ発生してもおかしくない状況になってきているといえます。

災害発生時には自衛消防団や女性防火クラブの皆様においては、積極的な住民の避難誘導や初期消火活動などを初めとした多岐にわたる活動支援について、地域の皆様から期待されていることと存じます。

このような状況の中、本町といたしましては、地域防災力強化のため、自衛消防団を対象とした補助金制度を制定し実施しているところであり、全自衛消防団を対象に出動や訓練、車両維持費などに必要な経費として、平成25年度におきましては330万円の活動

助成を行っております。

また、活動助成とは別に資機材や車両購入費の補助として、最大で購入経費の2分の1の助成を行っており、こちらにつきましては平成25年度で138万円ほどの実績があり、各団体においても御活用いただいていることと存じます。

このほか災害時の事故等に対応する保険制度につきましては、公設消防団が加入する福祉共済制度がございます。これは公設消防団の活動時に自衛消防団が協力者として活動している場合において事故等があった場合には、公設団員と同等の保険制度が適用されることとなります。

しかしながら、平常時の訓練を初めとした自衛消防団独自の活動においてはこの保険は適用されませんので、御注意をお願いいたします。こちらについては、先ほど申しあげました活動助成金を御活用いただき、任意で傷害保険に御加入いただくこととなります。

改めて自衛消防団、女性防火クラブの皆様方には、地域防災力向上と地域住民の安心安全のため引き続き御活躍を期待するとともに、当町においても限られた財源ではありますが、活動助成及び資機材事業費を初めとした必要な支援を継続して実施していく所存でございますので御理解と御協力賜りますようお願い申し上げます。

○関洋三議長 再質問、12番、松下一美君。

○松下一美議員 ただいま、町長の答弁にもありましたが、災害時においては自衛消防の身分の補償というんですか、そこに曖昧さがありまして、消防団員とか公設の方々の要請を受けるとか、そういう場合においてはこの補償というものが適用されるようになっております。

ただしかし、話にもありましたように、訓練時とか出動時、また災害の例えば火災なんかの鎮火の後で、帰る場合にとかにいろいろな事故とかに遭うということもありますが、そういう場合においては全くの補償外でありまして、なるほど機材につきましては、旧満濃におきましては最高限度40万円とか縛りがありましたけど、少しは改善いただきまして2分の1助成ということでもあります。

しかし、軽の消防の積載車になりますと高額でありまして、やはり220万円ぐらいはするかと思われまして。その場合、2分の1といってもなかなか小さい集落でありますと、その半額であります110万円といえば、やはり戸数割にしますとかなりな負担になってこようかと思われまして。そして何といっても軽といえども積載車になりますと、二、三名の方がおれば出動できます。

しかし、今の現状においては、可搬ポンプ等を軽自動車なりに乗せかえなければなりません。やはりその場合にいろんなホースとか器具類をいれますと、出動するまでには相当な時間を要します。私の近くにおいても神社のぼやがありましたけど、やはり出動するまでに約20分以上はかかったかと思えます。そうすると、南部消防などはもう既に鎮火、おさめていただいておりますので、鐘を鳴らしながら帰っているような非常に悲惨な目にも遭ったことがあります。

そういう状況から、何としてでも車を購入したいなということで、町の2分の1助成を受けて導入いたしております。やはり災害時、出動時においては、素早い対応ができるのが現状であります。今の2分の1助成といえども、なかなか導入が進んでいってないのが現状でありますので、できればその辺につきまして、町のもう少しの考え方ができないものかお尋ねいたします。

○関洋三議長 答弁、総務課長、齋部正典君。

○齋部総務課長 松下議員さんの御質問にお答えいたします。

現在の自衛消防団は特定地域内の住民が構成員となりまして、自分たちの地域は自分たちで守り合いをするということで編成された自主防災組織の最たる専門集団であるというふうに考えてございます。

そういう中で、今後とも地域の安全・安心のために頑張っていただくことにはなるわけですが、今、言われましたように、確かに車両がなければ、いざ事が起こったときの出動が時間がかかるということになるのは存じ上げております。ただ、先ほど町長も申し上げましたが、まんのう町、今現在、公設消防団がございまして、それを維持をしているわけですが、まんのう町は407名という定員を持っておりまして、町では最大の団員を抱えている公設消防団でございます。そのところで、自衛消防団の立ち位置といたしましては、それぞれの特定した地域の中の防災に特化された活動をされていることとなります。そこに公設と同じように車両を御購入いただく費用を負担をしていくというのは、町の財政的なところからいきますとなかなか難しい状況がございまして。

そういう中で、できますれば、今現在もですが、2分の1ということにはなりますが、この費用をしっかりとそれぞれの自衛消防団の中で計画的な積み立てなりをしていただいて、車両の補助にさせていただくことになるかなというふうに考えてございます。

保険等につきましては、先ほど、火災の鎮火の後の事故等もお話がありましたが、火災の出動をした場合には、これはもう行き帰りについても該当になりますので、その点につきましては問題ございませんので、よろしくお願い申し上げたらと思います。以上で、御回答とさせていただきます。

○関洋三議長 再質問、12番、松下一美君。

○松下一美議員 南部消防におきましては、ただいま56名と、公設の407名のうちのやっぱり今現在においては387名と伺っております。そして先ほどの仲南の婦人消防も合わせましても約800名でありますけど、やはり平日においては、南部といえども2交代制でありまして、半数の25名前後でなかろうかと思われまして。

それとまた公設、そしてまた自衛におきましては、それぞれ皆さん方、お仕事をお持ちの方が大半でなかろうかと思っております。そういう点で実質的に町が把握しております800名近くといっても、実際活動できる、出動できる方は限られてこようかと思っております。

そしてまた、平成16年でありますけど、私ども10月19、20日の台風23号であ

りますけれど、相当な被害が出ておまして、旧満濃地区におきましても475カ所に及ぶ災害申請区域がありました。当時の土地改良課長であります栗田副町長が担当でありましたからよく御存じかと思われませんが、そのうち長炭地区においては450カ所にも及んだと思っております。そのときの雨量が458ミリでありましたけど、山間部においては600ミリを超えていたのではないかと思っております。そしてまた20日の午後1時から2時におきましては、72ミリという想像を絶する雨量でありました。

そういう観点から、やはり自衛消防は限られておるとは言われますけど、皆さん方、地域のことでもありますので使命感を持っております。そしてまた住民の安全と生命を守るという観点から、我々も要請でもなくしてもやはり屯所へは待機をしておりますし、必要であれば、そのときを見計らって出ているのが現状であります。

しかし、私も屯所、自衛消防を預かるものの1人として、やはり災害出動で一番気を遣うのがけがないようにという、2次災害の起こらないということは常に念頭に置いておるのが現実であります。そういう点を考慮いただきまして、先ほど、公設は無理でないかと言われておりますが、今現在、町は自主防災に相当力を入れて、アンケートをとられております。そういう中で、町が本腰を入れるのであれば、自衛消防もしっかりと見直しをいただきたいというのでありますが、その点についてお答えをいただいたらと思っております。

○関洋三議長 総務課長。

○齋部総務課長 松下議員さんの再質問にお答えします。

自衛消防の再度の見直しというのはあるのかなという話でございますが、確かに平成16年の台風23号災だったと思いますが、これは今までにない大変大きな災害が日本中といますか、該当したところには発生したところでございます。これに対応するというのは、現状では最大限の災害を想定した人員、機材等の整備というのは、実際のところ、それは難しいことでございます。

そういう中で、今、まんのう町の財政の中で最大限でき得る限りの体制づくりは、これは逆に言えばやっておかなければならないというふうに考えております。

先ほども言われましたが、30年以内に大地震が発生する確率が70%、また昨今、ゲリラ豪雨等の大雨、洪水、また土砂災害というようなことがもういつ起こってもおかしくない現状でございます。これに対応していただくのは、まさに消防団、公設、また自衛消防等でございます。一朝事あった時には、住民は頼るものは消防団でございます。そのためにも防災担当といたしましては、今のこの現状がいいのかどうか、再度、検討させていただきながら進めさせていただけたらと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○関洋三議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 ただいま総務課長の答弁でありますけど、旧満濃町のときにおきましては、やはり5分団ありました。その中に10カ所の自衛消防を傘下に入れてはどうかという提案のもとに、自衛消防といたしましてもやはり身の安全ということで、保険という

ものを公設並みに扱っていただいた経緯があります。合併の時点でしっかりとそこら辺はやっておくべきだったと思いますけど、この際、自主防災組織の見直しということで町が力を入れていくのであれば、自衛消防につきましてもしっかりとお願いしたらと思います。質問を終わらせていただきます。

○関洋三議長 以上で、12番、松下一美君の発言は全て終わりました。

ただいまから午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

(藤田昌大議員着席 午後1時00分)

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

8番、白川年男君。

○白川年男議員 ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせてもらいます。

私も今まで中山間とか森林、山林、この辺についていつも何回か一般質問をしてまいりました。

まんのう町においては教育面とか、あるいは光ファイバーを含めてインフラ整備、この辺は本当にそれこそ一流企業が来ても飛行場も近いし、即、そういう企業も誘致できると思いますけど、そう一足飛びにはいかんだろうと思うので、本町の特色としては195平方キロメートル、これの7割が山林でございます。そしてあと農地、だからこれから山林をいかにきれいに整備していけば、さらにまんのう町がよくなるのは目に見えとるといえばちょっと大げさになりますけども、この広大な森林をいかに活用していくかというのが、これからのまんのう町の一つの方向性でなかろうかと常々思っております。

いつも言いますが、農地は中山間直接支払制度とか、今度、また新しく多面的機能支払制度、こういうのでカバーしとるから、私たち中山間においてはさらによくなるだろうとは思っています。

そして、この森林を前回は竹をいかに有効に使うとか、あるいは今回は視点を変えて、森林を漢方薬木とか、あるいは遊休農地、その辺を薬草に方向転換、こういうのをしてはどうかと。これも現に私が思いついたんではなしに、人さんもおしておるし、ほかの高知とか徳島、あるいはいろいろネットとかそういうので調べると、うまく利用しているところが多々あります。

そして、昨今、漢方薬は中国から今までずっと入ってきたんですけど、それがなかなか入りにくくなって、そして生薬問屋とか値段も高騰して、それを例えばこういう津村順天堂いうんですか、ああいうところとか、漢方薬メーカーも四苦八苦しておると。

だから熊本県の、後で話しますが、小さいまんのう町と同じぐらいな町ですけども、

それを町長みずからツムラと話して、そしてそういう熊本の南の球磨郡いうたら本当に球磨川の上流です。急峻な山の中でなかろうかと、私も球磨川いう川は知ってますけど、人吉盆地、五木の子守唄で有名な、そういう山の中でもどうしたらこの地域の活性化ができるかと、町長みずからそういうメーカーと交渉したという事例も出ております。

そこで最初に、漢方薬木、薬草について、高知県も仁淀川の上流に越知町という、面積は非常に大きいところですけど、ここにおいては、香川県でもどこでも米の値段も低迷して、これからの農業をどうしていったらええかというさなか、ある農業法人とヒューマンライフ土佐とか、その地元の越知町、そして高知県、その辺4者でタイアップして、これもツムラですけど、土佐ツムラの森、こういうのを立ち上げて、森林整備をすることによって仁淀川水系を保全して、そしてこの森林は森林で活用し、そして薬木を植えたり、また薬草をその地域住民、100人から余っての人たち、そういう組織をつくって、薬草としてミシマサイコ、当帰、芍薬、この辺の薬草、約20品目、もちろんそういう販売元、それをツムラいうところへタイアップしておるから、何をつくってもやっぱり売り先というのが大事なんであって、ここと契約して、そして減反品目、まんのう町で言ったらヒマワリみたいな感じに、町が減反品目にカウントしておるわけです。だからこういう事例が高知県、近くにあります。

そしてあと、塩江からちょうど我々のすぐ南の美馬市、徳島というのは、昔、畑作中心で、そしてたばこが主産地で、池田あたりが主産地で、大きい専売公社とか、池田も昔は非常に繁栄した町だったと。今も市ですから大きい町だろうと思います。美馬市においてはたばこももう終わって、次に何をしたらええだろうかと。そして美馬の役場が陣頭指揮をとって、これからこういう薬木、薬草を考えていったらどうだろうかと、こういうことを、この近くですけど、足を運んでも近いと思います。美馬市においてこういう薬木、薬草しております。

そしてもう一つ事例として、さきに申し上げましたように、熊本の一番南、人吉市のほうにあさぎり町という、今、申し上げました球磨川の上流です。この辺に、愛甲一典、こういう町長が最初町長になって、そしてこの球磨川の上流、五木の子守唄やそういうんで有名なこの辺をどうしたら地域が活性化するかと、こういうのをいろいろ四苦八苦して、この町長、なかなかおもしろい人で、町にまず職業あつせん所いうんか、ハローワークみたいなものをつくったり、それからそういう、今、言った、ツムラがたまたま全国に北海道から始まって、方々へ地方の山間部等々、中国から原料が入らんから、そういう地方、地方でこういうのはどうだろうかというのを募集しておるときに、この町長がツムラへ出向いて行って商談をまとめた。そういうなかなか本当にその地域を愛する町長でなかろうかと思っております。

そして、お見合いと一緒に、ツムラは生薬が要ると。それからその地域は何かで活性化すると。そういう二つのニーズが合っとうまくいったんでなかろうかと思っております。

そしてその中で、町長いわく反当たり、女の人1人で手取りで36万、だから徳島の上

勝町も葉っぱビジネス、あれで年寄りでもいうたら失礼やけど、お年寄りの方でもそれとよく似て、年金プラス36万、これだけ入りゃなかなかいいんでなかろうかと。ほんだら例えば1町つくったら、手取りで360万といたら本当に大したもんです。だから女の、60の定年した人が36万入るんだったら、私もこれはなかなかおもしろい商売やなと、私も始めてみようかなと思うぐらいで、そしてあとそれが球磨の上流のあさぎり町、そしてこの近くにだって本当に、私、知つとる、皆さんも知つとる人なんですけど、薬草、薬木をずっと裏山へ植えて、そして白川さん、やっぱりこれからはこういう時代になってくると思いますよと。ほんだけども、これはやっぱり白川さん、まんのう町が音頭をとってくれたらまず成功しますよと、その人、太鼓判押してくれるぐらいです。

私、いつも思うんですけど、まんのう町へトヨタを呼んでくれたらなおええけど、アサヒビールが来てくれたらいいと思います。しかしそういうホームランはまずないと思うんです。やっぱりこつこつと、これに限ったことでなしに、やっぱり小さいことから、全部が全部、何ちゃ私、山林全部薬木植えたらええとか、そういうことは毛頭言うわけでないんであって、まず町がリーダーシップをとって、こういうのが大事なんでなかろうかと。まず何からでも町がやっぱりやってもらわんことにはなかなか難しい。そうすると成功するんです。町がそんなに音頭をとってくれりゃ、まず栗田町長が先頭に立ってしてくれたら、まずや成功すると私は確信しておるんです。

そういうなんで、こういうことを白川さんしたらどうですかと。そういう観点の中で、少しずつ質問に入らせてもらったらと思います。

だからまず米の代替品、これでまずすぐにはなかなかこれもいかんだろうと思うけど、善処するとか、検討するとかいうことになるかもわからんけど、それはもう検討はしてもらわないかんですけど、まずヒマワリみたいな感じで、少しでもこういう薬草あたりを代替品としてやっていくと。こういう考えはどうか、それについて一つ質問したいと思います。

それからあと、このあさぎり町のように町長がもちろん出向いていかんでもかまんであって、議員が行ってもかまん。町長の名代で議会の誰かが行ってもかまんし、そういうツムラでのうてもかまんであって、そういうところと次の農業をどういうふうにしていくかと、そういうことをやっぱりいろんなあの手この手でまんのう町の将来を考えてもらいたいわけです。だからその2点についてまず町長の姿勢というか、考えをお尋ねしたらと思います。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川年男議員さんの、山林と漢方薬木、薬草についての御質問でございます。

薬木、薬草を栽培して、山林また耕作放棄地の有効活用を図ることは、森林整備や耕作放棄地解消を図る上でよい方法だと思います。

ただいま紹介いただきました事例によりますと、地域の生産者が組織をつくり、供給体

制を確立し、生薬会社との契約により栽培されております。まず、栽培に適した品種選定、需要、購入先があるのか、需要に見合った生産量が確保できるかなど研究する必要があると思います。

町内にも、薬木、薬草を栽培し生薬会社に出荷されておられる方もおられますが、栽培管理、生薬会社との交渉など、御苦労されたように聞いております。

生薬会社の企業誘致につきましては、町内に薬草栽培組織ができ、栽培面積も確保でき、企業の要望される原材料の確保ができる体制が整わないと、企業にも応じてもらえないと思います。

町内で現在活動しております野菜などの生産農家で組織する部会、協議会では、会員相互の連携、研さんにより、生産技術の勉強や共同出荷などにより、経営の安定に努められております。

その組織の一つで新規作物、推進作物などについて研究されておりますまんのう町地域振興研究会において、薬木、薬草についても研究課題の一つとして取り組んではどうか協議されるようでございます。

このような組織の中で、栽培技術や販路などについて十分検討いただく中で、県や農協、関係団体の指導、協力をいただくとともに、町としても森林整備、耕作放棄地解消にも地域、組織で取り組む研究などに対しまして支援をしてまいりたいと考えております。

また、森林整備につきましては、26年度から国庫補助事業実施に伴う町上乗せ補助や単県造林事業の町補助分を増額しており、先日の林業推進員会や森林組合を通じ周知を行い、事業への取り組みをお願いいたしております。

今後とも森林組合と連携し、森林整備を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、8番、白川年男君。

○白川年男議員 そういう、今、町長が御答弁いただいたその組織の中でやっぱり検討していく、それはもうもちろんまずそれから始めないかんだろうとは思いますが。そして森林についても、3月の定例会ですか、それで三木町や同じように、100%きちっとした計画を立てれば、林道とかそういう道もきちっと、今ごろはやはりきちっとした、少なくとも軽トラ、あるいは3メートル道ぐらいがなければ、なかなか車の時代ですから、そういう森林整備には道がまず必要かと思えます。それについてもまず補助が、もちろんそういう計画の中での森林組合とかその辺との折衝の中で、計画の中で進んでいくことだろうとは思いますが。したがって、そういう中で道をつけて、そして私の近所の知り合いの人も、この辺はどなんいうたって道をちゃんと入れなったら、シイタケの木を取り出すにしろ、あるいは植栽するにしろ、やはり道が一番やと。そういうなんで、ことしから100%そういう補助が出るとは知らなんだと。十分承知してない人もおろうかと思うんです。そういうなんで、まあまあ私もその地域へ帰ったら、こうこうこういう補助金いうんか、100%まんのう町もあれができるんで、その辺をうまく利用して、窓口は西部森林組合、あ

るいは仲南の森林組合と、そういうところといろいろ相談したら、山の整備にうまくやっていけるんだと。だからこの薬木だけが山の整備ではないんであって、あるいはシイタケの木であろうと、あるいはスギ、ヒノキ、その辺についてももちろん同じように道がなけりゃなかなかうまくあれもできんので、あと下草の刈り取りとか、そういうのも森林組合と相談して、十分対処できるんだと。そういうのを我々も地域に帰ったらその話はしますが、そういう中で、そんなに大々的に何反も何町もいうたらずぐにはいかんだろうと思うんで、まずは少しずつ山の整備で、木を切るんでもなかなか難しいもんがあって、1反以上やったらいろいろな届け出とかかかってくるもんで、その辺を十分森林組合と相談して、私を含めて議員の皆さん方も、地域に帰ってこういう方策はどうだろうかと、そしてこういういろんなここにおられる企画や産業経済課、その辺、皆さん、しっかりした人がおりますんで、ツムラの情報とか、あるいは美馬町の情報とか、あるいは越知町がどういうふうになっておるか十分掌握しとるとは思いますが、その辺について、今後、どういうふうに対応していくか、担当課長に一言返答いただいたらと思います。

○関洋三議長 答弁、産業経済課長、久留嶋一之君。

○久留嶋産業経済課長 白川年男議員さんの御質問にお答えします。

森林整備につきましては、先ほど申されましたように、26年度から補助率を増加しております。ただ、国庫補助事業等につきましても、当然要件がございますんで、そのあたりをクリアして満たした段階で、最高で事業費として見られるという話であって、その要件がかなわない場合については、補助率は少し下がってくる可能性がありますので、その点をお含めいただいたらと思います。

それから薬草、薬木でございますけれども、先ほど議員さんのほうから言われましたように、地域で実際、薬草、薬木をされておる方もおられます。それで、現在、徳島東みよし町に1つ生薬会社、それと香川県内に香南町のほうですか、2カ所生薬会社がございますが、そちらのほうと相談しながら栽培等もされておるようでございます。それを実際栽培されておる方につきましても、先ほど、町長の答弁にありましたように、研究会のほうにも加入されておりますので、その中でいろいろ研究、どういう品種とか、需要が見込まれるのはどんなものかとか、そういうものも研究していただいて、そのあたりにつきましては町としても支援をしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、8番、白川年男君。

○白川年男議員 そういうんで、それはいろいろ個人ではなかなか難しいと思うんで、地域の組合とかそういう中でいろいろ調べていかないかんだらうとは思いますが、やはりその中でできるだけ町も生薬会社とかそういうところとも、どういうふうなニーズが入ってるとか、その辺を十分調べてもらって、先ほど申しましたように、ブロッコリーがまんのう町の特産やいうても、なかなかそんなにはどんどんはうまくいかんだらうと思うんで、あの手この手と、ホームランはないと思うんで、いろいろな何人かの少人数でも、10人で

も、少人数から始めて、町が音頭をとって、これだけの広い195ヘクタール、その7割、どうせ130町、もったの面積があるんで、これをいかに整備していくかと。そうすると、もちろんイノシシとかそういうのも、山をきれいにしたらイノシシも減ってくるんではなかるうと思うが、やはり出てくる回数が減ると思うんです。土器川でもやっぱりイノシシがたくさんおるんです。というのは、隠れ家があるから土器川にもたくさんおると。だから自分たちの地域をきれいにする、環境を整備する、そういう意味合いの中においても、裏山をきれいにして、そして薬木、薬草、本当にミシマサイコとかこういうのは非常に体にええんで、肝臓障害とか、お酒を召し上がる方は肝臓に非常にええんで、確かにこういう体にいいことばかりで、そしてこういうふうの上勝町が介護とかそういう年寄りでも元気な人がいっぱいおると。毎日、そんなにいつも山に行かんでも、ちょいちょい山へ行って近隣を整備する、これはもう絶対に大事なことでなかるうかと思うんで、時間も余らないんで、その辺を総括的に町長から、こういうふうに向きに検討するんやと、そういう一言を町長の最後の総括をいただいたらと思います。お願いします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川議員さんの再質問にお答えいたします。

今、米の生産調整における特定作物としての薬草に対する補助金というのは、現在、県下では実績はありません。しかしながら、山林での薬木植林につきましては、種子及び採集方法等により造林事業に該当する場合と、開発行為になる場合が考えられますが、造林補助事業の要件を満たせば、補助により整備が可能になるんじゃないかなと、このようには考えております。

また、ヒマワリのようにということでございましたが、ヒマワリにつきましては長年の地域での取り組みや計画や、そして実績があつての補助金ということでございますし、ヒマワリにつきましては、特に生産法人としての会員の皆さん方の生産者の意欲、また生産者同士の連携、そしてその中にはリーダーが存在すると、こういったことも非常に重要でないかなと、このように思っておりますし、まず一生懸命に頑張つてやっておる、やる気のある人には、町としても補助金を出していきたいなと、このように思っております。

また、トップセールスについてだろうと思いますが、今、もうどこの首長さんでもトップセールスに走っております。私もちょうどまんのう町はブロッコリーが非常に盛んで、協栄管内で2億円年間売り上げておるといふことでございまして、このブロッコリーにつきましては、訪問販売、店頭販売ということで、東京のほうの市場、また大阪のほうの市場回りましたし、最近では岡山の青果会社のほう等も回りました、まんのう町のブロッコリーということで非常に人気もいわけでありまして、そういったことでは喜びを着て、トップセールスで店で店頭販売もいたしたりしておりますので、そういうことはどんどんやっていきたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○白川年男議員 御丁寧な答弁ありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○関洋三議長 以上で、8番、白川年男君の発言は全て終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問の通告書に従いまして質問させていただきます。

今回から3回という制限がなくなりましたので、いつもここ最近、細かい通告書を渡していないところもあって、1回目の質問がちぐはぐになるところもありましたので、今回、いつもなら書いてくるんですけども、今回は件名として、質問として町内の組織体制について、中で細分化して課長会のあり方、課内の仕事のあり方、町長のリーダーシップについて、その他という形で質問させていただいております。

この質問をすることによって、町執行部のほうに今現状を見直していただければと思うところもありまして、まず最初に、町長のほうから多分答弁書の中で、現状と課題とその辺に対する対策が入っていると思いますので、それを聞いてから再質問とさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 それでは、本屋敷議員さんの町内の組織体制についての御質問にお答えいたします。

課長会のあり方、課内の仕事のあり方、町長のリーダーシップについて、その他ということですが、少し抽象的で、御期待に応えるような答弁ができるかどうかわかりませんが、答弁をさせていただきます。

まず、課長会のあり方でございます。

庁内の最高意思決定機関である課長会につきましては、今後、ますます複雑、高度化する政策課題に対して、先見性、専門性を持って議論、意思決定を行うことを目的としているところがございますが、時として関係者を集めて会議を開催することだけが目的化してしまい、活発な議論が行われることがなく、必要な結論を効果的に導き出せていない会議となっている場合も見受けられます。

それには会議そのものの必要性をどう考えているかが重要であり、会議をとりあえず会って意見交換する場から、会って話すべき事柄のみを集中的に議論し、必ず次の行動に結びつける結論を得る場に転換する意識改革をさらに高めていき、課長各自がまんのう町住民の幸せと福祉を充実させるために与えられた業務と職員を効率的に活用することが求められておると考えております。

そして、課長の使命はまずニーズを的確に把握することでなければなりません。そのために職員も含めて常に住民と継続的に接触していく必要があります、施策プランは可能な限り現場主義の立場に立つ必要があると考えております。

次に、課内の仕事のあり方でございます。

それぞれの職員は業務分担により、同じ課であっても全く違う専門性の高い業務を行っ

ておりますことから、業務量に偏りが出た場合のワークシェアリングがうまく機能しないところでもあります。

地方分権社会における大転換期にあつて、地方自治の担い手である自治体職員には旧来の時代の事務処理能力にとどまらない柔軟で新しい能力が求められております。時代は新しい地方公務員を求めているのであります。時代が求める地方公務員をどう育成していくか、どのように人材育成を図っていくのかは、全ての自治体にとって最も重要な課題であるというふうに考えております。

自治体が持っている目ぼしい財産はまさに人材しかないと考えておりますので、持てる財産、つまり人材を最大限に活用して、最少の経費で最大の効果を生むよう努力する所存でございますので、御理解のほど賜りたいと思います。

次に、町長のリーダーシップについてのお尋ねでございます。

私はこれは大きく2つあるというふうに思っております。まず第一には、最近言われております協働のまちづくりでございます。協働のまちづくりを積極的に推進できること、これが一番でなかろうかと思っております。厳しい財政事情の中で、これまでのような行政を中心とした行政サービスの提供には質的にも量的にも限界が来ております。今後、安定した行政サービスを継続して提供していくためには、住民の負担と選択に基づき、それぞれの地域にふさわしい公共サービスを提供することが必要になっております。将来に向かって町の活力を高め発展していくためには、住民と行政の協働によるまちづくりを基本に、お互いの役割分担をしながら新たな交流を生み出し、お互いに輝くことで魅力的なまちづくりを進めることができること、これが一番でなかろうかと思っております。

二つ目には、先見性、先進性に富み、問題に応じた確かな判断をくだすことができることだと思っております。財政事情がよいときには各方面の要望を満遍なく受けとめて豊かな予算を組むことができまいりました。そして住民にもそれぞれ納得をしていただけるような行政を展開することが可能であったわけでございますが、現在の厳しい財政事情の中では、なかなかあれもこれもというわけにはまいりません。時には勇断を持って今までの事業を中止せざるを得ないこともあろうかと思っております。そして時代を先読みした先進性や先見性を常に持っていることだと思っておりますし、また自治体は日々意思決定をしなければなりません。大小の意思決定を的確にタイミングを外さずにできること、時には町民の先頭に立ち、生命と財産を守るために急を要する場面でも的確な判断をくだすことができること、これが私は町長のリーダーシップであるというふうに考えております。以上でございます。

○関洋三議長 再質問、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 ありがとうございます。

今、町長のほうから各分野における現状と課題という部分を出していただいたわけですが、まず課長会からいきましょか。

課長会のほう、とりあえずの会になっているのではないかと、自分でもわかっていると

ということだと思えるんですけども、それは僕らもわかっているんです。なぜなら、執行部のほうからうちのほうに出てくる資料の乏しさ、これからいっても、まず庁舎内が機能しているのかという部分に疑問点がつくということはありません。

また、PFI事業でもそうですけれども、PFI事業というのは今までの公的な仕事から民間へシフトしていくために、ひとつ先進的な事例として取り入れていきませんかという話も僕のほうからもさせていただいたし、議会、執行部、共通事項ではあったにもかかわらず、多分、今、ここに座っていらっしゃる課長でPFI事業に関してわかっている方がどれだけいるか。多分、私よりわかっている課長はいないんじゃないかと思うんです。担当だけが知っている。本来なら課長会においてPFI事業とはこういうものであり、80億円をもの事業をつくるのであれば、課長会の中で喧々諤々と話をし、それが議会上がってこなければならぬものが、課長会はそこで議論していないわけですよ。何のための課長会なのか。課内をまとめるだけなら課でやればよいわけですよ。課長会というのは基本的に横のつながりですよ。今、現状として、まんのう町の総予算の中での、今、必要なものは何かということを決めていく、横のつながりの会だと思うんです。縦のつながりは課ですから。この縦割りの行政を結びつけていく中で、とても大事な位置にある課長会がおざなりの課長会になっているというのはとても悲しいことだと思うんです。まずこの課長会、今、とりあえずの会になっているということがわかっているわけですから、じゃあどうするのかという答えを欲しい、これがまず1点です。

次に課内の仕事についてですけど、重要な課題であると、人的財産を育てていくためには大事であるというような話ですよ。そのような話が出たけれども、努力するという言葉で終わっているんです。そこがまたこれも課題はわかっている。その課題を克服するための手段が提示されないんです。手段が提示されれば、私たちも、いやいやこっちの方向がええんじゃないんでしょうか、こういうやり方もありますよというような話ができるんですけども、手段の提示がないままに努力しますでは、話ができないんです。だから本来なら、今、もう町長8年もしてきているわけですから、この人的要素をいかに育成していくかというところのビジョンがなければいけないんだと思うんです。だったらそのビジョンを見せていただきたいという話です。

僕もこの前回の8年間において、いろいろな職員教育とかそういった部分、他市町の事例も出しまして提案もしてきましたけれども、それが反映されている感じではない。反映されていない。今までどおり。そして今までどおり課題のまま。全然前に進んでないんです。前に進めるための1手を見せてくれないんでしょうかというのが2点目です。

それと、課長会も課内も政策を教えてくださいという話ですけども、あと町長のリーダーシップという部分ですけども、さっきの2つの話にも加わるんですけども、要は2番目、先見性、先進性、その部分、かなり大事だと思うんです。

今回、一般質問を見ていただいてもわかるように、ごみ問題であったり防災問題、資料を提出していただきとか、デマンドタクシーの問題、人口減少対策、交通対策、山林対策、

農業対策、同じような課題が8年間ずっと出てきているんです。しかしながら、きょう、きのうの答弁を聞いても、町長、自分で言っていてわかると思うんですけども、検討します、前向きに、ずっとなんです。本来、私が考える一般質問というのは、うちら議員16人しかおらんです。16人で年間の予算もしれている中で、それなりにこのまんのう町をどうすればええかということを考えながら、先進地の事例を出してきてどんどん質問しよるわけですけども、皆さん、課長が16人、私たちの倍近い給料をもらって、その下には200人を超える職員がいるんです。皆さんには90億円という、それを使うための予算措置まであるわけです。私たちが聞いたら、当然、そんなの知ってますよ、議員さん、こうこうこういう事例があって、こうなるとるんですわと。しかしながら、うちの町では調べた結果、こうこうこういう問題があって、うちの町ではまだいけんと思いますわというような話になればいいですよ。しかしながら、今までずっと検討します、検討します、検討します。仕事をしてないんじゃないかと言わざるを得んです。もっと僕たちが欲しいのは、どうやらか、本屋敷君、聞いてくれよと。あそこでこんなことしよんやと。今度、これやろうと思うんやけど、どう思うかなと。今、課長に調べてもらいよるんやけど、年間予算がこれぐらい要るんやと。でも、こっちの予算を切ったらここでいけると思うんやけど、どうかなというのを議会に示してほしいんです。それに対して議会がちょっと待ってくれと。それも大事やと思うけど、今はこっちのほうが大事ではないやろかとか、そういうふうに進めていくのもわかるけれども、こういうやり方もあるよというやり方が一般質問ではないのかなと思うんです。ずっと提案します、検討しますの8年間なんです。深いところで建設的な意見交換ができていないんです。そのための俎上もないんですよ。今、行政としてこれだけのことがわかっている。今もあつたように課題もわかっている。課題がわかっているのに手をつけようとせんのですよ。それを手をつけるように後押しするのが町長の仕事なんではないのかなと思うんです。多分、課長さんたちも、あそこはいかな、でも大変やなで終わるとるんですよ。だから町長には、おい、あれどうなるとんやと。そういう課題があるんかと。じゃあ次の課長会までに3つ施策を持ってこいと、その裏づけもつれてこいよというような指示を出すのが町長の仕事なんではないのかなと思うんです。それが、今、できてらっしゃるのかと。多分できていれば、こういった話をするときに、そういった裏づけもあって、そういった方向性も示していただけるんだと思うんですけども、それがないんだと思うんです。

今、私が言った、町長の役割としての部分をどう思うかというのが3点目で答えていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 本屋敷議員さんの質問にお答えいたします。

まず第1点目の、課長会のあり方ということでございますが、先ほども申し上げましたように、おぎなりの点があるのかなというふうに自分自身も反省をいたしております。

この点については、過去も、今のような課長会ではいかんかと、もっと議論をするよう

な場でなかったらいかんということで、何回かいろいろ軌道修正はしてきていたつもりではありますが、何かもとのところへ戻ってきたのかなという感がしておりますので、この点については、町が抱える重要課題については課長会でいろいろ議論をしていく、また、課長会の中では情報交流をするというようなことにもしっかりと努めてまいりたいと、このように思っております。

また、課長会の中でもっと議論すべきことがたくさんあると思いますので、それについては進めてまいりたいと思います。

また、課内の仕事のあり方でございますが、それぞれ課の職員、専門分野で仕事をしておるところでございますが、本当に住民のニーズが多様化しておりますので、いろんなところで問題点も起きております。それはやはりグループ、また課の中でいろいろお互いに相談をし、知恵も出し合って、グループ全体でいろいろ取り組んでいくということ、これが非常に大事でなかろうかと思っておりますから、もっと課の中の議論というものを進めていきたいなど、このように思っております。

また、きのう、きょうの一般質問の中での答弁が検討しますということに尽きておるといようなことでございますが、なかなか先進地の事例等も議員さん方から紹介いただいて、当然、担当課のほうでもその事例についても十分調べますし、それ以外にもないかなということで、十分検討はいたしております。（三好郁雄議員退席 午後1時56分）

ただ、今の町の状態の中でそれをすぐやりますとか、できませんとかいうなかなか返答がしにくい。検討してみますという答えにはなってくるのが多かったかなと思っておりますし、この8年間でもいろいろ町としても新しい先進的な取り組みもやってまいりました。一番大きいのは私は光ファイバー事業じゃないかなと、このように思っております。これも議員の皆さん方の後押しもあって、今、この情報基盤が香川県でまんのう町が一番進んでおると思っています。J-ALERTの緊急地震速報の速報が町内地域全域に流れるというのは、たしか香川県ではまんのう町だけであろうと思っております。これも非常に他の市町に先駆けて取り組んだ事業だと思っております。しかしながら、その後、それを十分生かしていないということも御指摘があったことがあろうかと思っておりますが、これも事実でありますので、これについてもせっかくできました光ファイバー事業でございますので、これをもっともっと有効活用する方法も検討していきたいと思っております。

また、デマンド乗り合いタクシーにつきましても、国土交通省のほうの補助金を受けまして、まんのう町の足の確保で何が一番いいかなといようなことで検討してまいりました。けさの一般質問の中でも、福祉タクシーチケット、デマンド乗り合いタクシーするよりは福祉チケットを配ったほうが安上がりになるんじゃないかといような意見もありましたし、そのほうが住民にはもっと喜んでもらえるんじゃないかなといような意見もありましたが、これも協議会の中でいろいろ検討した結果、福祉タクシー券を配るのではなく、やはり町独自のデマンド乗り合いタクシーをまんのう町は採用していこうということで、何回も議論を重ねた中でその方向性を、今、見つけていただいたところでございます。

そういったことで、デマンドタクシーもやる、また福祉タクシーチケットも大幅に枚数をふやして配布するということは非常にできにくいので、町といたしましては、もっともっとデマンドタクシーを利用していただいて、福祉タクシーのほうは極力予算を抑えていきたいなというようなことも考えておるところでございます。

また先ほど、やはり中止すべき事業は中止していくというような話もさせていただきましたが、まんのう町には美霞洞温泉、またかりん温泉等もございました。かなり住民の皆さん方の存続してほしいという意見もありましたが、今の時代にはそぐわないということで議会の同意もいただきまして、かりん温泉廃止しました。また、美霞洞温泉等も廃止して、今は更地になって公園になっておるようなところでもございます。

町といたしましては、いろんな国、県の補助金等も最大限に利用して、町に一番有利な補助金等もとって、これからも新しい事業等々にも先見性を持って取り組んでいきたいなど、このように思っておりますので、また今後とも、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 課長会、あと課内の話ですけども、ともに議論を進めていくというような言葉におさまってはいるんです。多分、この閉塞感の中で打つ手が、今、見えていないんだろうとは思っています。一般質問ですから私なりにそれを打開するための方法というものもちょっと提言させていただければとは思っていますけども、なぜ議論が進まないのかという部分、これ、うちの議会も一緒なんです。（三好郁雄議員着席 午後1時58分）

結局、課内、そして課長会に上がるまでに、今の現状をチェックし、精査して、それをいかにするかという部分の資料を読み解く力が、これ、前にも言いましたけども、行政の仕事、民間から入ってきた人間からしてみると、多分、竹林さんも、きのう、そういう話だったとは思っていますけども、数字であるとか資料をいかに活用するかという部分がすごく乏しいんだと思うんです。議論をするものがないんです。議論をしていくのに必要な書類がないんです。だから水かけ論になるんです、結局。水かけ論で終わるから、検討しますとか、もうええん違うんかとか、それで終わってしまうんです。多分、課内でもそうですし、課内でもこれについてどう思うかといったときに、課長のほうが、じゃあそれを検討するのにこれとこれとこれとこれとこれの資料集めてみいといって、じゃあ調べてみました。課員のほうが調べた結果、こういうグラフになりますと。他市町はこうなっています。うちの現状から考えれば、今後はこうなる予定でしょうから、ここでこういう施策を打つのが手だと思いますよという話になれば、課長会で課長がほかの課の課長に話すときに、うちの課で検討した結果、こういうふうなグラフになって、こういうふうになっていきますから、こういう補助金をもらってきて、こういうふうにしたらどうでしょうかというまで話をすれば、前にいらっしゃった課長とかが、ちょっと待て、あの補助金があったやろうがとか、ほんならおまえ、あっちの町でしよるああいう政策とよう似とるんやから、そっちのほうを聞いてみいやとか、そういう話になるんだと思うんです。結局、うち

らがこの8年間ずっと言ってきた、そこに至るまでの過程を見せてくれというのはそこなんです。話ができんのです。水かけ論で終わらせたくないから、下を見せてくれといよんです。下が見えたら何も言わないわけです。じゃあそういう検討もして、そっちを選んだんかと。じゃあ一遍やってみいやという話になると思うんです。それが見えないから、いやこうやろう、こうやろうが、こうやろうがという表面上の戦いだけで終わってしまう。それは意味がないんです。

だから多分ですけれども、町長にお願いしたいのは、方向性、私はこれからこの部分においてはこういう方向性で進みたいと思うというのを、課内においても課員においても、また議会においてもそういう方向性をまず示していただくこと。そして、それに町長はもう執行長ですから、それを進めていくために必要な書類、多角的な、よくあるそれを正当化するための資料ではなくて、それを実現する、調べた結果、実現できないものはしょうがないです。それを進めていくには必要で、越えなければいけない資料を多角的に集め、そして議論をする。その議論の結果を見せていただく。議会に来るまでに、できれば町執行部、町長のほうでそれだけのことをしていただきたい。であれば、今回の一般質問にも出てきているような話、これはもう既に本来ならば課内で話ができなければいけないようなことばかりなんです。いろいろな方面にも話はしました。デマンドタクシーにしたって、琴平、丸亀と何回協議しましたと。何回協議した結果、タクシー会社と何月何日に協議、その協議の結果、こういうふうな話がありましたと。その話があって、それをクリアするために、再度、こういう方向性を持ってこうしました。それでも話が折り合わなかったの、最後、またこっちへ来ましたと。だから国土交通省まで行ってこういうふうな話をしましたよというのが出てくれば、ああそうか、そこまでしとんやのと、になるわけです。そして金額的にはこれだけ要りますよと。福祉タクシーと比べた結果、こうなりますよというようなものがないんです。それが欲しいんです。町長も欲しくないですか。欲しいですよ。だから僕たち、政治家といわれる、職員さんと違う部分で言えば、方向性を決める、イッシュするという部分ですから、それを決めるためには資料が欲しいんです。一緒やと思うんですよ、立場的には。でしたら、僕たちに説明する前に、自分が説明でき得るだけの資料を職員さんに求めていただけないと。それをまとめるのは多分副町長だと思うんです。町長は町長が政治家として判断していくためにはこれだけの資料が要るんだろうから、課長会の中でこういう資料を集めなさいというふうにしていけば、おのずと人的要因は上がっていくと思うんです。だからその資料精査、説明するだけのものを集めるという部分、それと町長は方向性をというこの2点をしていただけないかなと思うんです。そのためには施策が要りますけれども、課員においてはそういったデータを読み込むための専門的な知識を持った方を月に1回来てもらおうとか、本でもあるんです。統計グラフの読み解き方と統計グラフのつくり方とか、それからつながる方向性、どう出すとか、そういったものは普通は民間企業は、入ったら、上の人から教えられて育っていくんです。でも多分単年度決算をずっとしてきている役場内では、それが基本的にできていないんで

す。まあまあエイヤ予算ですから。そのエイヤ予算からの脱却をしていかなければいけない。ですから、そういった部分の研修であるとか、そういった新人職員さんを1年間は民間に出すとか、そういった部分の折衝、そういったものはしていただけないかなと思うんですが、どうでしょう。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 本屋敷議員さんの再質問にお答えいたします。

貴重な提言をいただきましてありがとうございます。思いは私も同じところがたくさんございます。これはやはり実行しなければ意味がないんだなとは思っておりますので、一つ一つできるものからやっていきたいと思っております。

まず、研修につきましては、県下でもまんのう町は職員のいろんな研修を受講させる機会が多いし、結構、皆さん方、一生懸命にいろんな講習を受講しておりますし、我々もその受講した成果を全てチェックをして、今後の人事評価にも生かしておるところであります。

ただ、一つの提案として、新人職員をどこかの民間企業へ出したらどうかというような提案もありました。それも非常に大事なことではあると思いますが、今、非常に職員の数も減ってきておまして、なかなかそういうほうには手が回らない。その中で一つ一番我々もやっておったのが、県の自治振興課なりへ町の職員を派遣して、県の仕事も十分勉強してこいということで行っておったりしたんですが、それも職員の数が減ってきて、もうこの二、三年はままならないということではありますが、できないできないとっておったんではいけませんので、そういうことについては極力勉強していきたいと思っておりますし、議員さん御指摘のように、よそへ研修に行くのではなくて、うちの庁内でいろんな人の研修を進めて、スキルを高めていくということも非常に重要になってくると思っておりますので、そういったことも実行していきたいと思っておりますし、まずは資料の検討ができるような職員を育てていく、そういったことも十分頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、7番、本屋敷崇君。

○本屋敷崇議員 努力するという部分ですけど、その努力を形で見たいという部分です。町長のほうが、また課長のほうが課員に対しても、今、多分ルーティンの仕事が主だと思うんです。今まで前任者がやってきた仕事をただやるという部分で、行政改革プランがなぜ国のほうから地方自治体に落ちてきたかといえば、地方自治体というのは基本的に施策を見直して何かをつくるというのが苦手なんです。3年間も同じようにやるみたいなのがあります。一番最初のときに打ち上げて、とりあえずそれを3年間やって、そのとき考えんかみたいなのがあるんですけど、違うんです。ずっと回っていかないかんのです。回っていくことによって廃止もあるし、回っていくことによって変化があるんです。その回るということがとても苦手だと思うんです。これ、課長級の皆さんに言っても、多分課長級の皆さん自体がそういった仕事をしてきていないんでしょうから、それがなかなか難

しいんだと思うんです。しかしながら、課長級の皆さんにそれをしていただかないと、課員は育たないんです。一番多分大変なときの課長をしよると思います。そのためにも新しいこと、そういった学びたいという課長、課長補佐には、町長のほうから頑張ってこいというような形、また、町長、副町長のほうもきつい言葉で、こんなんでいくかと、書類を投げるぐらいでもええと思うんです、民間がそんなんですから。おまえ、これで何がわかるんや言われますから。何の説明ができるんやと。そんなんでないと仕事って回っていかないという部分から、もう少し仕事に関しての考え方を考えていただければなと思います。

町長のほうとしては、僕らのほうから、こんなんでっかというんではなくて、こんなんでっしゃるかというふうに提言していただけるようお願いしたいんです。町長が旗を上げれば、多分、町内に活気がつきますから。だから武雄市とかもそうですけども、おいやるぞ、これやってみようぜといったら動かなしやあないんですから、みんな、それによって。とめる人もおりや、引っ張る人もおると思います。とめる、引っ張るが出てくるということが動つきよることなんです。町長はマッチポンプのマッチ役でなかったらいかんと思うんです。だから頑張って火をつけて、頑張って旗を振っていただきたい。そうすればまんのう町は物すごく元気になると思いますんで、そこだけをお願いをして、9月の補正予算では町長のほうからそういった提言とか、予算には乗らなくても、こういうこともしてみたいんやけど、どうやらかというのが各委員会のほうに出てくると思まして、一般質問とさせていただきますと思います。頑張ってください。よろしくお願ひします。

○関洋三議長 以上で、7番、本屋敷崇君の発言は全て終わりました。

議場の時計で、2時30分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時13分

再開 午後2時30分

○関洋三議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

6番、白川正樹君、1番目の質問を許可します。

○白川正樹議員 議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

また、音声告知放送ふれあいチャンネルをお聞きの皆さん、私が12番目の最後の質問者です。

今回の私の質問は2問です。1問目はひまわり牛の次の一手はということと、2問目といたしまして、ふえ続ける竹林対策についての、以上2問でございます。

それでは1問目の質問をいたします。

夢のある楽しい簡単な質問ですので、よろしくお願ひしたらと思います。

仲南地区の帆山自治会は転作作物としてヒマワリの油をとるために、集落合意によりヒマワリを団地化し、一面のヒマワリ畑にしました。そして、イベントとしてのひまわり祭

り、ヒマワリの種を絞った油、ひまわり油、ヒマワリの油を加工したひまわりドレッシング、ヒマワリの砕いた種が入っているひまわりアイス、そしてヒマワリの油でいためたミンチが入っているひまわりコロッケ、ひまわり油の搾りかすを飼料にまぜて育てた牛、ひまわり牛、ここまで約20年が経過しております。

まんのう町をアピールするための方法の一つとして、ひまわりの里まんのう町があり、ひまわり牛は今からどんどん売り出してもらいたいと思います。

そのための一つの方法として、例えばまんのう町にある道の駅での販売をしたらどうかと思います。

それでは質問をいたします。

一つ目、ひまわり牛の飼育、販売での今後の取り組み計画はどうなっているかということです。

2問目として、ひまわり牛の後に続くものとして、食べ物以外の商品として、香川県のうどんネクタイ、うどんバッチのようなひまわりネクタイ、ひまわりバッチ、またひまわりポロシャツなどを考えてはどうかということです。

3問目といたしまして、ひまわり関連商品の開発のため、プロジェクトチームを創設してはどうかということです。

以上、ひまわり牛の次の一手はということで質問いたします。お願いいたします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川議員さんの、ひまわり牛の次の一手はとの御質問にお答えいたします。

ひまわり牛は、ヒマワリ生産者の熱意と畜産事業者の御理解、そして香川県畜産課など関係機関の御指導、御協力により4月に誕生したばかりです。

現在、販売されているスーパーに問い合わせますと、売れ行きは好調ということでございました。

今後、地域特産として確実なものにするために、ヒマワリの安定生産、安定品質、そしてひまわり牛の品質管理、安定生産に努めなければなりません。

また、ヒマワリの生産者、畜産事業者、流通事業者の連携による販売網の確立と、消費拡大を図るためのPR活動が重要でございます。

道の駅での精肉販売につきましては、消費期限、施設などの関係で難しい状況であり、肉料理での可能性を検討いたしたいと思います。

これら推進方策につきましては、ひまわり牛推進協議会を中心に検討し、実施してまいりたいと考えております。

また、ひまわりの里まんのうをPRしていくために、仲南地区だけでなく、町全域に作付を図ることも重要でございます。

今回、役場前の国道32号線交差点にも地権者の御理解を得て、ヒマワリが栽培されており、7月中旬には町の特産ヒマワリが、通勤者や来庁者の目を引くこととなると思います。

今回のひまわり牛誕生により、まんのう町のヒマワリが多くの方に認知されたと思いますので、この機会に現在商品化されているひまわり油、ひまわりドレッシングなど、ヒマワリ商品の販売拡大を図り、ヒマワリ生産農家の所得向上に結びつけていきたいと考えております。

また、ひまわり牛の後に続くものとして、食べ物以外の商品としてひまわりネクタイなどの提案をいただきましてありがとうございます。推進協議会等で、今後、ヒマワリ関連商品についても検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、白川正樹君。

○白川正樹議員 それでは、販売についてのことをちょっと質問したいと思います。

先月の5月16日、NHKがひまわり牛の取材に訪れ、ヒマワリ油の搾りかすの飼料のことで岩倉節夫氏が、販売等のことで久留嶋産業経済課長がインタビューを受けていました。その中で、おいしさを聞かれたかどうかはわかりませんが、もちろん課長は食べ比べていたと思いますけれども、味はどうでしたか。

私も、町内のスーパーで買った100グラム597円の牛バラ焼き肉用ひまわり牛と、100グラム494円の国産牛バラ焼き肉用を食べ比べてみました。正直なところ、1回だけだったので、どちらがおいしいかわかりませんでした。今からたくさん食べたら味がわかると思いますけれども、今から大いにPRしてもらいたいと思います。

それで次、これはひまわりネクタイとかひまわりバッチのことに付いてですけれども、例えば議員は県内外の出張のときにひまわりネクタイを締めていくとか、私は今、うどんネクタイをしています。もしこれ、ひまわりネクタイができれば、幸せの黄色いひまわりネクタイとして締めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それとひまわりポロシャツのことなんですけれども、例えば帆山地区のヒマワリが見ごろの1週間ぐらいのときに、職員全員ポロシャツで対応すれば、役場に来た人はどうしたんですかと聞いてきます。そこで、今がヒマワリの見ごろだとアピールすることができます。例えばことしでしたら7月13日がひまわり祭りですので、7日から18日ごろまでとか、そういうふうにしてまんのう町をPRしてもらいたいと思います。

3問目のプロジェクトチームのことなんですけれども、例えばチームをつくっていただいて、ひまわり牛の次の一手ということで、ひまわり豚とか、ひまわり鶏とか、ひまわりうどんとか、イベントなどではひまわり牛のゆるキャラを考えると、元気満々まんのう町を大いにアピールしてほしいと思っておりますということです。

○関洋三議長 答弁、産業経済課長、久留嶋一之君。

○久留嶋産業経済課長 それでは、白川正樹議員さんの御質問に対しまして答弁させていただきます。

先ほど、まず一つ目が、味はどうだったかという話でございますが、私もひまわり牛食べておりまして、販売になってから毎週土曜日はひまわり牛の日やということで、家で決めまして、一応、それこそ毎週おいしく食べさせていただいております。そういうことで、

単価的にもオリーブ牛に比べまして安いということで、国産牛と比べますと高いと思えますけれども、そういうことで販売といいますか、消費拡大につながっていけばと思っております。

それから食べ物以外のものにつきましては、それこそ先ほどお話がありましたように、協議会なり、ほかの帆山地区等と一緒に相談させていただいて、アピールできるようにしていきたいと思っております。

それから町長の答弁にもありましたように、地権者の御協力をいただきまして、役場の出たところの四差路ですか、交差点のところにヒマワリが栽培されております。そういうことで、あそこもひまわりの里まんのうということで、またのぼりも立てていきたいというふうに考えております。

それからプロジェクトということで、イベント等につきましては、その中でひまわり牛を使った品物ということで、いろいろな各分野の各団体に御協力をお願いして、そういうところでひまわり牛のPRをさせていただきたいと思っております。

また、先ほど申されましたゆるキャラにつきましても、検討の中の一つとしてまた考えていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○関洋三議長 再質問、6番、白川正樹君。

○白川正樹議員 私はまだ1回しか食べたことがないんですけども、課長はもう何遍も食べたということなんで、それだけやっぱり力が入っているのかなと思います。

ひまわり牛を販売するためには、販売網を充実させることが大事だと思いますので、それは今からの課題だろうと思います。

それと、販売網だけではいかんので、食べてもらうために、この間、6月11日の四国新聞のズームアップですけども、生活習慣病の予防に効果があるとされるオレイン酸や、抗酸化作用のあるビタミンEを豊富に含み、肉質がやわらかいのが特徴だということを言っておりますので、こういうことを十分PRしていただいて、販売に力を注いでもらいたいと思います。

ひまわり牛についてはこれで終わります。

○関洋三議長 以上で、白川正樹君の1番目の質問を終わります。

続きまして、白川正樹君の2番目の質問を許可いたします。

白川正樹君。

○白川正樹議員 それでは2番目の質問に移りたいと思います。

ふえ続ける竹林対策について質問をいたします。

仲南地区において特に対策が必要であると思います。孟宗竹は100年前からこの地域の重要な収入源でありました。生食用、缶詰用として活用してきましたが、近年、価格の下落により生産意欲が薄れ、放置されたままになっています。その後、周りの畑や果樹園に広がり、さらに周りの森林にまで拡大しています。このまま放置しておくわけにはいかないのではないのでしょうか。

今現在、まんのう町はふえ続ける竹林の対策を何かやっているのでしょうか。竹炭、竹パウダーなどで利用をされていますが、将来的な見通しはどうでしょうか。

次に、竹林は単なる厄介者ではなく、大変有能な資源であると考えます。樹木は20年もかかって成長するのに対して、竹はわずか二、三カ月で大きくなります。さらに毎年新しく伸びてくるため、資源としては枯れることはありません。資源として竹をどう利用するかが問題であります。

国、県などでも拡大し続ける竹林をどうするか考えてはいますが、いまだによい答えが出ていないと思います。

ほかに任せるのではなく、町独自に竹林活用対策プロジェクトを他の市町などに先駆けて立ち上げてはどうでしょうか。

例えば食用とする場合、京都付近では栽培しているタケノコは1本が2,000円ぐらいのよい品がつくられています。まんのうブランドの中にもタケノコも入るような研究をしてはどうでしょうか。

そこで質問をいたします。

まんのう町がふえ続ける竹林対策を何か考えているのでしょうか。竹林を資源として考え、竹林活用対策プロジェクトのようなものを立ち上げてはどうでしょうかという2問です。お願いいたします。

○関洋三議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 白川正樹議員の竹林の有効活用についての御質問にお答えいたします。

仲南地区におけるタケノコは品質もよく、農協、産直などに出荷されておりますが、一方、放置竹林も多く見受けられます。

竹林対策として、県において里山再生、竹林資源活用推進事業に取り組み、竹林資源の安定供給体制の整備による需要側と供給側のマッチングの推進や、竹林資源を活用した事業化のための調査研究を進めております。

25年度には、新目地区において効率的搬出技術や高性能機械を導入したコスト縮減の現地実証等も実施をいたしております。

また、今年度は西部森林組合、仲南町森林組合においてチップの導入、そして仲南町森林組合では植織機の導入を計画しており、竹パウダーの生産拡大も図られることと思えます。農作物の成長によいといわれる竹パウダーの利用促進も図っていかねばなりません。

ほかにも町内では竹の特性を生かした有機肥料や、家畜の飼料などの生産も行われておりますが、放置竹林の解消にまでは至っておりません。

町といたしましては、ことしも県が取り組んでおる里山再生・竹林資源活用推進事業の調査研究状況を踏まえ、県や森林組合と一緒に竹林対応策を検討したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○関洋三議長 再質問、6番、白川正樹君。

○白川正樹議員 竹やぶがどンドンふえてまいりまして、町のほうもいろいろ対策を考えていることというのを、今、聞いたんですけれども、先ほども言ったように、京都ではタケノコが1本2,000円ぐらいしておるといことなんですけれども、それはどうしているかといいますと、京タケノコは食用タケノコの代表品種である孟宗竹を用い、独特の方法で栽培されています。京タケノコは白子タケノコと呼ばれ、色の白さと刺身ができるほどのやわらかさ、加えて独特の風味があることが特徴です。この独特な方法というのがちょっと問題ですけれども、高品質なタケノコを生産するために、冬場に粘土層のタケノコ畑一面にわらを敷き、その上に土を入れ、肥料をやると。この作業は1年間を通じて手作業で行われます。重労働ですが、これが欠かせない作業であるということです。

このようにすれば、まんのう町でも高品質のタケノコができるかもしれませんが、先ほども言ったように、やぶの管理が重労働のため、担い手がなくなる中、京都では生産農家がグループをつくり頑張っているといことなんですけれども、まんのう町でもこれをするためには、やっぱり生産農家のグループをつくるとか、京都と同じように孟宗竹があって、やぶは粘土質でといことなんで、条件はほとんど一緒だと思うんです。といことは、あと重労働の担い手だけなんですけれども、やっぱり農家1軒だけではなかなか無理なことがあるだろうと思いますので、生産農家が京都のようにグループをつくり、こういうタケノコをもう一度、1本2,000円ぐらいするようなタケノコをつくってもらいたいと思いますし、私としてもつくりたいと思います。そのために町のほうもバックアップとかそういうことを、何かいい方法があれば教えてもらいたいと思います。

○関洋三議長 答弁、産業経済課長、久留嶋一之君。

○久留嶋産業経済課長 白川正樹議員さんの御質問にお答えいたします。

京都のほうですばらしいタケノコができておるといこととございまして、それについてはその栽培方法等についてお聞きしたわけなんですけれども、今現在、JAに出荷されておる方が約80名ほどおられるようございまして。それで過去に、昭和55年当時には、500軒ぐらいの農家の方が栽培をされておったようになっております。そういうことで、それこそ放置竹林といひますか、農家の方、担い手の方がいないといことと縮小してきておる状態とございまして。

また、今、申されましたように、生産農家の方が部会といひますか、そういうふうな組織の中で取り組んでいただけるといようなこととあれば、また農協のほうとも御相談して、一緒に検討していきたいといふふうに思ひます。

農協のほうに出てるのが80軒ほど、また産直のほうにも20軒ほどの方が、重なっておるかもわかりませんが、出荷をされておるようございまして、そのあたり、それこそ昔から十郷地区のタケノコについては有名とございまして、そのあたりも含めまして相談していきたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

○関洋三議長 再質問、6番、白川正樹君。

○白川正樹議員 白いタケノコといこととんで、これは僕が子供のときから有名なタ

ケノコだったと思います。今は多分、さっきも言ったように、農家は1軒で自分ところのやぶだけで生産していますけれども、だんだん重労働で手が少なくなったということで、やっぱり農家が共同でそういうのをやってもらいたいと、先ほども言ったように思いますし、やっていかなければ、品質のよいタケノコはできないと思います。今もやぶは荒れ放題ですので、今ならまだ間に合うかどうかと思うんですけども、今すぐにでも農家がグループをつくり、品質のよいタケノコができるような努力を農家の人にも啓蒙してもらいたいと思います。以上です。

○関洋三議長　以上で、6番、白川正樹君の発言は全て終わりました。

以上で、一般質問を全て終わります。

これをもちまして、本日の日程は全部終了しました。

なお、次回会議の再開は7月4日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれで散会いたします。

散会　午後2時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年6月24日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員